すを至當とす然れ共職工地は加工の上に於ての檢査法は自然異なる點あるを以て之を一括して檢査を實行するは勿論困難なれば各別々に檢査するも可とす然るに今織物のみに驚きを持き加工を經過する如きは今日檢出方法の現況を知らざるものにして寧ろ其本末を誤まるものとす依て當局に於ても此に留意し方針を定めて熟考あらん事を望ひと概略を述べて其說解を從したり。

於是同氏も大に首肯する處ありて直に同意を表せられ東京に於ける加工業者の重なるもの二三を召集し屋合せられたり於是三府聯合の協議會を開き檢査の實施は織物同様是非之を行はざるべからざるものとし其方法に至りては織物聯合會の組織と共に部門を分ちて之に附屬するか或は全國同業者を糾合して更に聯合組合を組織するかの協議に及びたるも東京では未だ同業組合の組織なきを以て正式に決議をなさんとするには缺くる處あるを以て急に之れが組織をなし然る後今日の方針に於て其目的を達する事に力むべしとの事を推め協約し次期の會合を待ちて活動すしとの事を推め協約し次期の會合を待ちて活動すしとの事を推めたりせり。

右報告候也

大正八年六月

京都染物同業組合

理事　河合忠次郎
同　水藤三郎
同　吉田富三郎

◆各部工賃改正

物價騰貴に連れ工賃改正の必要を生じたる綿織極區絹織區は二割帶地張區二割本絵再整三割値上げに改正し各實行することの發表をなせり

◆評議員會　去る廿一日午後一時より評議員會を開き左の各件を協議し將來の計畫に就き監督官廳へ上申するの手續を為すことにせり

一家内工業工場工業ノ改善スヘキ要項
一器具機械ノ普及ヲ圖ル方法
一賃金供給ニ關スル機關設置ノ方法
一原料ノ選擇及供給ノ方法
一生產品ノ改良增殖方法

◆金融機關の組織　別項資金供給に關する機關の設置に就ては昨年末の評議員會に於て信用組合法に依り之を設け新大綱張の方針を採るべ

を制定せり

有限責任京都染物業信用組合定款

第一章　總　則

第一條　本組合ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、組合員ニ產業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及貯金ノ便宜ヲ得セシムルコト
二、組合員ニ對シ其ノ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及組合員ト同一ノ家ニ在ル者公共團體又ハ營利ヲ目的トセサル法人若ハ團體ノ貯金ヲ取扱フコト
三、組合員ニ對シ其ノ產業若ハ經濟ノ發達ニ必要ナル資金ノ爲手形ノ割引ヲ爲シ又ハ組合ノ區域內ニ居住スル組合員外ノ者ノ貯金ヲ取扱フコト

第二條　本組合ハ有限責任京都染物業信用組合ト稱ス

第三條　本組合ノ組織ハ有限責任トス

第四條　本組合ノ區域ハ京都府京都市トス

第五條　本組合ノ事務所ハ之ヲ京都市

第六條　組合員タル者ハ本組合ノ區域內ニ住所ヲ有シ且ツ染物業ヲ營ム者ニ限ル

第七條　組合員ハ本組合ト同一ノ目的ヲ有スル他ノ組合ニ加入スルコトヲ得ス

第八條　產業組合法ニ基ク公告ハ本組合ノ掲示場ニ掲示シ且ツ京都日出新聞ニ掲載スルモノトス

第九條　本組合ノ存立時期ハ設立許可ノ日ヨリ貳拾箇年トス

第十條　組合財產ニ對スル組合員ノ權利ハ其ノ拂込濟出資額ニ應シ算定ス　但シ準備金ニ對シテハ拂込濟出資累計額ニ應シ年度毎ニ之ヲ算定加算ス

本組合ニ損失アリタルトキハ之ヲ填補シタル組合財產ノ科目ニ對スル前年度末ニ於ケル持分ニ按分シテ控除シ持分ヲ算定ス

第十七條ニ依リ設備費ノ償却及臨時ノ支出ニ處分シタルトキ亦同シ

第二章　出資及積立金

第十一條　出資一口ノ金額ハ金五拾圓トス

第十二條　出資第一回ノ拂込金額ハ壹口ニ付金拾圓トス

餘金ヨリ拂込ニ充フルモノハ外出資壹口毎ニ左ノ各號ノ一ニ依リ出資ノ拂込ヲ爲スモノトス

一、毎年五月二十日及十一月二十日金拾圓宛拂込ムコト
二、第一回拂込後一箇年內ニ全額ヲ拂込ム事

第十四條　出資ノ拂込ヲ怠リタルトキハ期日後一日ニ付キ其ノ拂込ムヘキ金額ノ百分ノ一ニ當ル過怠金ヲ徵收ス

第十五條　本組合ハ出資總額ト同額ニ達スルマテ每事業年度ノ剩餘金ノ四分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立フルモノトス

第十六條　過怠金及脫退ニヨリ一部ノ拂戻シヲ爲シタル持分ノ殘額ハ之ヲ準備金ニ繰入ルモノトス

第十七條　剩餘金ヨリ準備金ニ積立フヘキ金額ヲ控除シ殘餘アルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ特別積立金ト爲スモノトス

特別積立金ハ損失ノ填補又ハ組合ノ事業ニ必要ナル設備費ノ償却ニ充フルモノトス　但シ總會ノ決議ニ依リ臨時ノ支出ニ使用スルコトヲ得

第十八條　準備金及特別積立金ハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ預入レ又ハ之ヲ以テ左ノ有價證券ヲ買入ルヽノ外他ニ之ヲ利用スルコトヲ得ス　但シ總會ノ承認ヲ經テ事業資金ニ利用スルコトヲ得

一、國債證券　二、地方債證券
三、貯蓄債券　四、鶴業債券
五、農工債券

第十九條　產業組合法第四十六條ノ二ノ規定ニ依ル拂戻準備金ハ供託、郵便貯金法ニ依ル貯金若ハ證券保管ニ依リ之ヲ管理スルモノトス

第三章　機　關

第二十條　本組合ニ理事五名監事三名ヲ置ク

理事ハ組合長一名ヲ互選ス

組合長ハ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス

組合長事故アルトキハ理事ノ互選ニ依リ其ノ代理者一名ヲ定ム

第二十一條　理事ノ任期ハ三ケ年トシ監事ノ任期ハ一ケ年トス　但シ再選ヲ妨ケス

組合長ノ任期ハ理事ノ任期ニ從フ

任者ノ任期ヲ繼承ス

理事及監事ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二條　辭任其ノ他ノ事由ニ依リ理事又ハ監事ニ缺員ヲ生シタルトキハ通常總會ノ時期迄補闕選擧ヲ爲ス

臨時總會ヲ招集シ補闕選擧ヲ爲スコトヲ要ス

第二十三條　總會ハ每年一回一月ニ之ヲ開ク

臨時總會ハ左ノ場合ニ於テ之ヲ開ク

一、理事カ必要ト認メタルトキ
二、監事カ財產ノ狀況又ハ業務ノ執行ニ付不整ノ廉アルコトヲ認メタル場合ニ於テ之ヲ總會ニ報告ス爲必要ト認メタルトキ
三、組合員ノ五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及ヒ其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ提出シテ總會ノ招集請求ヲ爲シタルトキ

第二十四條　總會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ書面ヲ以テ組合員ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ通知書ニハ會議ノ目的及ヒ其ノ招集者ノ之ニ記名スルコトヲ要ス

第二十五條　總會ハ組合員ノ半數以上出席スルニ非レハ開會スルコトヲ得ス若シ半數ニ充タサルトキハ十日以內ニ更ニ招集シ出席シタル組合員ヲ以テ開ク

前項ノ場合ニ於ケル決議ハ出席シタル組合員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

理事及監事ハ選任人解任、定款ノ變更、除名解散及合併ノ決議ハ總組合員ノ半數以上出席シ其ノ四分ノ三以上ノ同意アルコトヲ要ス

但シ合併ニ依リ組織變更ト同一ノ結果ヲ生スヘキ場合ハ總組合員ノ同意アルコトヲ要ス

第二十六條　總會ノ議決ハ第二十三條第三項第二號ノ場合ノ外組合長之ニ當ル組合長ニ事故アルトキハ理事ノ互選ニ依ル

第二十三條第三項第二號ノ場合ニ於ケル總會ノ議長ハ總會ヲ招集シタル監事之ニ當ル其ノ多數ナル場合ニ於テハ其ノ互選ニ依ル

總會ニ於テ必要ト認メタルトキハ出席者ノ五

組合之ニ組織スル行爲ヲ以テ他ノ役員中ノ職工募集ニ關スル豫約ヲナス事ヲ得ス

一職工ヲ傳入レタルトキハ本人ノ身分出生地及現在住所ハ勿論事故ノ有無ヲ調査シ前傳主ニ照會シ後日ノ紛議ヲ生セサラシムヘシ

一前條ニ據ル職工カ前傳主ニ工賃以外ノ恩借ニ係ル貸借關係アルモノハ後ノ傳主ハ職工ヲシテ前傳主ニ對スル解決ノ方法ヲ講セシムル義務アルモノトス

一事務ノ進捗ヲ圖ルタメ事務員三名ヲ增員シ取締法ノ實行ニ力ムル事

一區員中ヨリ三名ノ委員ヲ擧ケ事務ノ監督ヲナシ肉水調査ニ干與セシム

右ニ對シ逸仄スルモノハ役員會ノ決議ヲ以テ金五拾圓以下ノ違約金ヲ科スルモノトス

◆東京工業試驗所報告　同試驗所に於て加藤技師主任として直接木綿染料技染試驗をなし左の通り報告せられたり右試驗は種類に渉るを以て本紙に於て數回に分ち掲載すること、せり

元來直接木綿染料ハ一般ニ其色相ハ堅牢ナラズト雖其染法ハ極ノテ簡易ニシテ其應用ニ便多キヲ以テ各種ノ色染ニ使用セラルヽ數量ハ決シテ尠シトセス直接捺染用染料トシテハ適當ナリト云フモ得ザレドモ技染ノ地染ニ該染料ヲ應用スルハ堅牢度ヲ重要視セザル場合ニハ最モ適當ナルモノナリ而シテ今回試驗ニ供シタル直接木綿染料ハ主トシテ雷鈴關係上本邦及ビ米國ノ製造ニ係ルモノニシテ之ニ數種ノ獨逸製品ヲ加ヘタリ

一　白色技染法

直接木綿染料ハ還元剤又ハ酸化剤ノ作用ニヨリ其成分分解セラレ從ツテ技染セラルヽモノニシテ本染料ノ技染法ニ就テハ還元法ハ酸化法ヨリモ優秀ナル成績ヲ得ルナリ而シテ還元法ニヨル技染法ニハ亞鉛末及ビ酸性亞硫酸曹達ヲ併用スル亞鉛末技染法、鹽化第一錫、醋酸錫、硫青化錫及ビ水酸化錫等ヲ使用スル錫技染法及ビはいどろさるふぁいとNFこんく、ろんがりっとC又ハめらちっと等ヲ使用スルはいどろさるふぁいと技染法等アリ酸化法ニヨル技染法ニハ鹽酸曹達及ビ過滿俺酸加里等ヲ應用ス

以上種々ノ技染法中は、いどろさるふぁいと技染

第二十七條　組合員ハ五人以上ヲ代表シテ職工

權ヲ行フコトヲ得ス

第二十八條　總會ニ於テハ決議錄ヲ作リ會議ノ始末及出席者ノ員數ヲ記載スルコトヲ要ス

決議錄ニハ議長及議長ノ指名シタル出席者二名以上之ニ署名捺印スルコトヲ要ス

第二十九條　總會ノ議事ニ關スル細則ハ總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十條　本組合ニ信用評定委員五名ヲ置キ總會ニ於テ組合員中ヨリ之ヲ選任ス

信用評定委員ノ任期ハ一箇年トス　但シ再選ヲ妨ケス

第三十一條　信用評定委員ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ解任スルコトヲ得

信用評定委員ノ選任及ビ解任ニ關シテハ理事及監事ノ例ニ依ル

第三十二條　信用評定委員ハ一月及七月定會ヲ開キ組合員各自ノ信用ヲ評定シ信用評定表ヲ作製ス

信用程度表ハ理事之ヲ保管ス

第三十三條　理事、監事及信用評定委員ハ名譽職トス　但シ總會ノ決議ニ依リ報酬又ハ手當ヲ給スルコトヲ得

理事、監事及信用評定委員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第三十四條　本組合ニ出記何名ヲ置キ組合長之ヲ任免ス

書記ハ理事及監事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第四章　事業年度

第三十五條　本組合ノ事業年度ハ每年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル

第三十六條　組合員カ賃付ノ請求シタルトキハ信用程度表及賃付金ノ用途ヲ調査シ賃付クヘキ金額及其ノ方法ヲ定ムルモノトス

第三十七條　貸付金ハ償還期限ハ六箇月以內ニ於テ之ヲ定ム　但シ事由アルトキハ二箇年以內ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三十八條　理事貸付ヲ爲ス場合ニ於テハ組合員ヲシテ保證人ヲ立テシメ又ハ擔保ヲ供セシムルコトヲ得

第三十九條　貸付金ノ利率ハ年百分ノ[illegible]ニ付テノ遲延利息ハ貸付金ノ利率ニ依ル

第四十條　理事ハ貸付金使用ノ實況ヲ調査シ貸付目的ニ反スルモノト認ムルトキハ期限前ト雖モ辨濟ヲ爲サシムルコトヲ得

第四十一條　手形ノ割引ニ付テハ第三十六條乃至第三十九條ノ規定ヲ準用ス　但シ割引期間ハ三箇月以內ニ於テ之ヲ定ム

第四十二條　貯金ノ取扱ハ一回金拾錢以上トス

貯金ノ利息ハ年年五月末及十一月末ノ兩度ニ於テ之ヲ元本ニ組入ルヽモノトス

第四十三條　貸付金ノ利率、手形割引ノ步合及貯金ノ利率ハ左ノ制限內ニ於テ理事之ヲ定ム

一、貸付金ニ付テハ年一割二分以下
二、手形割引ニ付テハ年六分以下
三、貯金ニ付テハ年六分以下

第四十四條　組合ニ餘裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀行ニ之ヲ預ケ入ルヽモノトス

第四十五條　事業執行ニ關スル細則ハ理事之ヲ定ム

第五章　剩餘金處分並損失ノ填補

第四十六條　剩餘金ハ準備金及特別積立金ニ積立フヘキ金額ヲ控除シタル後ニアラサレハ之ヲ處分スルコトヲ得ス

剩餘金ノ配當ハ拂込濟出資金ニ應シテ之ヲ爲スモノトス配當ノ率ハ年六分以下トス

第四十七條　剩餘金ヨリ準備金、特別積立金及組合員ニ配當スヘキ金額ヲ控除シ尚殘餘アルトキハ役員ノ賞與金又ハ翌年度ヘノ繰越金トス

第四十八條　損失ノ填補ハ先ツ特別積立金ヲ以テシ次ニ準備金ヲ以テス

第四十九條　加入及脫退

第五十條　組合ニ加入セントスル者ハ申込書ヲ理事ニ差出スコトヲ要ス

理事前項ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其ノ旨加入者ニ通知シ出資第一回ノ拂込ヲ爲サシメタル後組合員名簿ニ記載スルコトヲ要ス

前二項ノ規定ハ增口ヲ爲サントスルトキニ之ヲ準用ス

第五十一條　持分ヲ讓渡ヲ爲ムトスル場合ニ於テハ理事ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス持分ヲ讓受ケムトスル者カ組合員ニ非サルトキハ出資拂込ヲ爲サシメサルノ外部四十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條　死亡ニ依リ脫退シタル組合員ノ相續人カ選擇サク加入ノ手續ヲ爲シタルトキハ組合ハ被相續人ニ對スル持分ノ拂戻計算ヲ爲サスシテ之ヲ被相續人ト同一ノ權利ヲ有シ義務ヲ負フモノト看做ス

第五十三條　組合員カ左ノ事由ノ一ニ該當スルトキハ總會ノ決議ニ依リ之ヲ除名ス

一、出資ノ拂込過怠金ノ納付貸付金ノ辨濟又ハ利息ノ支拂ヲ怠リ期限後一箇月內ニ其ノ義務ヲ履行セサルトキ
二、組合ノ事業ヲ妨クルノ所爲アルトキ
三、犯罪其ノ他ノ所爲ニ依リ信用ヲ失ヒタルトキ

第五十四條　組合員脫退ノ場合ニ於ケル持分ノ拂戻ハ其ノ拂込濟出資額ニ止ムルモノトス

但シ特任、死亡、禁治產其他總會ニ於テ止ムコトヲ得ルモノト認メタル事由ニ因リ脫退シタル組合員ニハ持分全部ヲ拂戻スモノトス

組合員ニ拂戻スヘキ持分ハ脫退當時ノ財產ニ依リ之ヲ定ム　但シ準備金及特別積立金ニ付テハ前年度末ニ於ケル持分ニ相當スル金額ヲ拂戻スモノトス

第七章　組合ノ解散

第五十五條　本組合解散シタルトキハ理事其ノ清算人ト爲ル

第六章　附　則

第五十六條　本組合設立當時ノ理事監事及信用評定委員ヲ定ムルコト左ノ如シ　但シ第一回通常總會ニ於テ之ヲ改選ス　去る三日午後一時より組合友仙區職工取締規則

◆友仙區職工取締規則

一職工ヲ傳使セントスルモノハ必ズ職工鑑札ヲ所持シタルモノニ限ル事

一職工傳入解傳共ニ組合ヘ屆出テ登記ヲ受クヘキ事

一職工鑑札ヲ以テ金錢貸借ニ利用スル事ヲ得ス

一職工ヲ解傳スルニ當リ傳主ニ於テ職工鑑札ヲ保管スル時ハ速ニ職工ニ返還スヘシ

一普通ニ數金ト稱スル前貸金ハ絕對ニ禁止ス

の方法の實行を決議せり

© Kyozomekai

法ハ使良ナル結果ヲ期スルモノニシテ大部分ノ直接木綿染料ハ之ニヨリテ白色ニ後染セラレ得ベシト雖酸化後染法ニアリテハ一部ノ染料ヲ白色ニ後染シ得ルノミニテ大部分ノモノハ白色ニハ後染セラレ難キ缺點アリ

本邦製及ビ現時比較的廉入セラレ易キ米鶏二ケ國ノ製造ニ係ル直接木綿染料三五種ヲ選ビ左記染法ニヨリテ色染シタル綿布ニ鉄キ亞鉛末抜染錫後染、はいどろさるふぁいと抜染及ビ酸化抜染ノ四法ノ白色抜染ヲ試驗シタヘ結果ハ左ノ如シ

地　染　法

染料及ビ藥品　黒色以外ノモノ　黒色

染　料	四%	一〇%
結晶炭酸曹達	四%	五%
硫酸曹達	二〇%	四〇%
水	二〇倍綿布ノ重量ニ對シ	二〇倍綿布ノ重量ニ對シ

以上ノ染浴中ニ於テ精練漂白シタル綿布ヲ一時間煮沸シ色染シテ水洗ス

抜　染　法

（一）亞鉛末抜染法

亞　鉛　末	二五〇分
ふりちっしゅどひ粉	四五〇分
やりせうん	五〇分
あひもにあ	五〇分
酸性亞硫酸曹達液（七一度）	二〇〇分

印花後蒸罐中ニ於テ無氣壓ニテ二〇分間蒸熱シ水洗シテ乾燥ス

（二）錫抜染法

生　鉄	九〇分
水	二五〇分
酢　酸（六度）	一〇〇分
酢　酸（七〇）	七〇分
酸化第一錫	二五〇分
酢　酸曹達	七〇分
酢　酸	一二〇分

印花乾燥後蒸罐中ニ於テ五分間蒸熱シ水洗シテ乾燥ス

（三）はいどろさるふぁいと抜染法

中性生鉄	六〇〇分

番號　染　料　名　製造所　使用量%　色　相

一	どうけふとっとんゐろー G	三石	亞鉛末抜染	四	帶青黄
二	同	同	錫抜染	四	同
三	同	同	同	四	同
四	同	同	同	四	同
五	同	同	同	四	同
六	同	同	同	四	赤
七	同	同	同	四	同
八	同	同	同	四	同
九	同	同	同	四	同
一〇	同	同	同	四	同
一一	同	同	同	四	同
一二	同	同	同	四	同
一三	同	同	同	四	同
一四	同	同	同	四	同
一五	同	同	同	四	同
一六	同	同	同	四	同
一七	同	同	同	四	同
一八	同	同	同	四	同
一九	同	同	同	四	同
二〇	同	同	同	四	同
二一	同	同	同	四	同
二二	同	同	同	四	同
二三	同	同	同	四	同
二四	同	同	同	四	同
二五	同	同	同	四	同
二六	同	同	同	四	同
二七	同	同	同	四	同
二八	同	同	同	四	同
二九	同	同	同	四	同
三〇	同	同	同	四	同
三一	同	同	同	四	同
三二	同	同	同	四	同
三三	同	同	同	四	同
三四	同	同	同	四	同
三五	同	同	同	四	同
三六	同	同	同	四	同
三七	同	同	同	四	同
三八	同	同	同	四	同
三九	同	同	同	四	同
四〇	同	同	同	四	同
四一	同	同	同	四	同
四二	同	同	同	四	同
四三	同	同	同	四	同
四四	同	同	同	四	同
四五	同	同	同	四	同
四六	同	同	同	四	同
四七	同	同	同	四	同
四八	同	同	同	四	同
四九	同	同	同	四	同
五〇	同	同	同	四	同
五一	同	同	同	四	同
五二	同	同	同	四	同
五三	同	同	同	四	同
五四	同	同	同	四	同
五五	同	同	同	四	同
五六	同	同	同	四	同
五七	同	同	同	四	同
五八	同	同	同	四	同
五九	同	同	同	四	同
六〇	同	同	同	四	同
六一	同	同	同	四	同
六二	同	同	同	四	同
六三	同	同	同	四	同
六四	同	同	同	四	同
六五	同	同	同	四	同
六六	同	同	同	四	同
六七	同	同	同	四	同
六八	同	同	同	四	同
六九	同	同	同	四	同
七〇	同	同	同	四	同
七一	同	同	同	四	同
七二	同	同	同	四	同
七三	同	同	同	四	同
七四	同	同	同	四	同
七五	同	同	同	四	同
七六	同	同	同	四	同
七七	同	同	同	四	同
七八	同	同	同	四	同
七九	同	同	同	四	同
八〇	同	同	同	四	同
八一	同	同	同	四	同
八二	同	同	同	四	同
八三	同	同	同	四	同
八四	同	同	同	四	同
八五	同	同	同	四	同
八六	同	同	同	四	同
八七	同	同	同	四	同
八八	同	同	同	四	同
八九	同	同	同	四	同
九〇	同	同	同	四	同
九一	同	同	同	四	同
九二	同	同	同	四	同
九三	同	同	同	四	同
九四	同	同	同	四	同
九五	同	同	同	四	同
九六	同	同	同	四	同
九七	同	同	同	四	同
九八	同	同	同	四	同
九九	同	同	同	四	同
一〇〇	同	同	同	四	同
一〇一	同	同	同	四	同
一〇二	同	同	同	四	同
一〇三	同	同	同	四	同
一〇四	同	同	同	四	同
一〇五	同	同	同	四	同
一〇六	同	同	同	四	同
一〇七	同	同	同	四	同
一〇八	同	同	同	四	同
一〇九	同	同	同	四	同
一一〇	同	同	同	四	同
一一一	同	同	同	四	同
一一二	同	同	同	四	同
一一三	同	同	同	四	同
一一四	同	同	同	四	同
一一五	同	同	同	四	同
一一六	同	同	同	四	同
一一七	同	同	同	四	同
一一八	同	同	同	四	同
一一九	同	同	同	四	同
一二〇	同	同	同	四	同
一二一	同	同	同	四	同
一二二	同	同	同	四	同
一二三	同	同	同	四	同
一二四	同	同	同	四	同
一二五	同	同	同	四	同
一二六	同	同	同	四	同
一二七	同	同	同	四	同
一二八	同	同	同	四	同
一二九	同	同	同	四	同
一三〇	同	同	同	四	同
一三一	同	同	同	四	同
一三二	同	同	同	四	同
一三三	同	同	同	四	同
一三四	同	同	同	四	同
一三五	同	同	同	四	同
一三六	同	同	同	四	同
一三七	同	同	同	四	同
一三八	同	同	同	四	同
一三九	同	同	同	四	同
一四〇	同	同	同	四	同
一四一	同	同	同	四	同

（以下欠）

めらなっと　二〇〇分
水　二〇〇分

印花乾燥後蒸罐中ニ於テ三貫度ノ壓力ノ下ニ五分間蒸熱シ水洗シテ乾燥ス

備考

中性生鉄どらがんどごひ糊ハ生鉄一〇〇分ヲ水三〇〇分ニテ理合セどらがんどごひ糊（七%）六〇〇分ヲ加ヘ煮熟シテ造ルはいどろさるふぁいと類ノ中現時最モ容易ニ購求シ得ベキ本邦千代田化學工業會社ノ製品ニ係ルめらなっとヲ使用セリ

（四）酸化抜染法

ふりちっしゅどひ粉末	五〇分
生　鉄	三〇分
水	一〇〇分
枸　櫞　酸	六分
鹽　酸　曹　達	四〇分
赤　血　鹽	二分
鹽化ばなりうむ液（〇・一%）	二分

印花乾燥後蒸罐中ニ於テ二・五貫度ノ壓力ノ下ニ五分間蒸熱シ水洗シテ乾燥ス

染料製造所ノ部

略字目次

大阪府	日本染料製造株式會社	同	山良
和歌山縣	由良染料株式會社	同	山良
東京府	三石商會色素製造所	同	三石
兵庫縣	合名會社鈴木商店染料工場	同	鈴木
北米合衆國	なしなるあにりん ふぁんど	同	奈
同	へるらー ふぁんど　めるつ會社	同	平
米	國　製造會社名不詳	同	米
獨	國　馬獅子染料製造會社	同	馬
同	へきすと染料製造會社	同	獨
同	かせら染料製造會社	同	加
同	ばい ゑる染料製造會社	同	瓊

抜染成績優良ナルモノ　第號　一
抜染成績可良ナルモノ　同　二
抜染成績稍不良ナルモノ　同　三
抜染成績不良ナルモノ　同　四

抜　染　ノ　部

亞鉛末抜染	四	帶青黄	錫抜染	四	三さあいどろさるふぁいと抜染
錫抜染	四	同	酸化抜染	四	三

マルセーユ石鹸（工業用絹練石鹸）

◆マルヒ印白棒石鹸　一〇、〇〇〇
◆スコップ印青練石鹸　一九、〇〇〇
◆セイコオ印青練石鹸　二二、〇〇〇
◆一ツボレ印青練石鹸　二六、〇〇〇
◆アサヒ印青練石鹸　二七、〇〇〇
◆カニ印青練石鹸　二九、〇〇〇

京都市上立賣通堀川西入上ル　清弘社石鹸製造工場
振替口座大阪四七八七七番
大西工業品商會

■機械油　■撚糸油
■染仕上油　■浸落油
各社工業用オイル類ハ品名多數ニ付記載略可仕値段報次第御回答申上候

染料直輸入
多少ニ不拘御用命ノ程奉懇願候
京都市油小路通錦小路角
IK　稲畑商店京都支店
電話（中）三二九八番

發行兼編輯人　萬谷復次郎
發行所　京都市錦座通竹屋町下ル　京都染物同業組合事務所

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第十九號

本組合定款第十六條ニ據リ職工徒弟及職工雇傭契約ヲナシタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正八年七月二十五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙部員小林利三郎職工	九ノ里清三郎	山田慈助	全
全	横田善四郎	藤田藤助	全
全	新留藏	山田慈助	全
全	藤井市藏	藤田藤助	全
全	八木伊三郎	田中藤太郎	全
全	加藤金次郎	奏延吉之助	全
全	岡崎彌彌三郎	安田儀合名會社生分工場	全
全	可兒政吉	二谷彌佐藏	全
全	加藤政吉	永野寅次郎	全
全	元屋清松	高田庄左衛門	全
全	島津文次郎	福岡偉次	全
全	高原夏枝	村田正信	全
全	西川孝三郎	中森宇之助	全
全	佐藤太郎	酒井源三郎	全
全	岡田七郎	酒井柳太郎	全
全	西村信三郎	二谷彌佐藏	全
全	山田光惠	竹内鶴吉	全
全	丸尾喜吉	原武雄	全
全	杉浦市太郎	西澤於菊	全
全	富貴留一郎	藤井淺次郎	全
全	小泉德二郎	福岡偉次	全
全	吉澤政吉	村田正信	全
全	三木良平	中村京太郎	全
全	藤岡市松	田中竹次郎	全
全	平井市松	井口常次郎	全
全	山本喜次郎	野田七治	全
全	酒井鶴八郎	水谷友三郎	全
全	田中喜太郎	內尾宇三郎	全
全	金川百藏	畑長德	全
全	永保太郎	伊藤清	全
全	鈴木六郎	佐野栄一	全
全	清水藤兵衛	藤長三郎	全
全	佐藤九一	小原久一	全
全	酒井銀次郎	井上英太郎	全
全	河合小太郎	北出光男	全
全	山下兼三郎	高田信太郎	全
全	加藤菅次郎	辻末吉	全
全	田泗經一郎	平野萬次郎	全
全	山下寅次郎	森垣龍之助	全
全	南口佐太郎	山田八百藏	全
全	黒宮米三郎	清水清三郎	全
全	原田藤藏	淺野宗次郎	全
全	高田末次郎	中井喜三郎	全
全	佐々木松太郎	松尾留次	全
全	竹端廣吉	松浦末吉	全
全	木村寅次郎	長谷川六之助	全
全	墨田清一	山田松次郎	全
全	杉浦佐太郎	吉浪熊吉	全
全	中森宇之助	二谷彌佐藏	全
全	竹內鶴吉	丸山伊三郎	全
全	原武雄	山田太郎	全
全	西澤於菊	杉山伊三郎	全
全	藤井淺次郎	內尾德	全
全	福岡偉次	井上常之助	全
全	村田正信	伊藤清	全
全	永野寅次郎	野畑長七	全
全	高田庄左衛門	佐野栄一	全
全	笠井敏雄	藤長三郎	全
全	三好新次郎	野畑かく	全
全	片山兵吉	小原久一	全
全	三好筆次郎	井上英太郎	全
全	安藤菊治	北出光男	全
全	杉本芳之助	內尾宇三郎	全
全	宇佐美松次郎	水谷友三郎	全
全	佐々木幸太郎	小原久一	全
全	渡邊三郎	畑長七	全
全	內尾宇三郎	佐野栄一	全
全	伊藤清	藤長三郎	全
全	尾德治	野畑長七	全
全	內尾宇三郎	內尾宇三郎	全
全	畑長七	北出光男	全
全	佐野栄一	高田信太郎	全
全	藤長三郎	辻末吉	全
全	小原久一	平野萬次郎	全
全	井口常次郎	鈴木六郎	全
全	水谷友三郎		
全	內尾宇三郎		
全	畑長七		
全	佐野栄一		
全	藤長三郎		
全	小原久一		
全	井上英太郎		
全	北出光男		
全	高田信太郎		
全	辻末吉		
全	平野萬次郎		
全	鈴木六郎		

◆公示第二十號

本組合定款第十六條ニ據リ職工徒弟ノ解傭屆出ナシタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正八年七月二十五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙部員脇山博三職工	加藤金次郎	田島友次郎	全
全	小泉德次郎	牧清正	全
全	富貴留一郎	上山仁作	全
全	北川常之助	平野守人	全
全	簑浦秀一	稲澤留次郎	全
全	竹本行吉	飯田孝吉	全
全	藤原雅三郎	中川真吉	全
全	長谷川六之助		
全	松尾留次郎		
全	中井喜三郎		
全	松浦末吉		
全	浅野カチ		
全	清水清三郎		
全	山田八百藏		
全	丸山伊三郎		
全	杉山太郎		
全	內尾德		
全	井上常之助		
全	伊藤清		
全	野畑長七		
全	佐野栄一		
全	藤長三郎		
全	畑かく		
全	小原久一		
全	井上英太郎		
全	北出光男		
全	內尾宇三郎		
全	水谷友三郎		
全	小原久一		
全	畑長七		
全	佐野栄一		
全	藤長三郎		
全	井上英太郎		
全	北出光男		
全	高田信太郎		
全	辻末吉		
全	平野萬次郎		
全	鈴木六郎		

◆公示第二十一號

左記ノモノ職工徒弟取締規定第九條ニ依リ爾今組合員ニ於テ傭使スル事ヲ停止ス

大正八年七月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

友仙部員鈴木六郎職工	富島重次郎	小紋染部員市田直次郎徒弟	柄田柄志
友仙部員岡部儀全	辻尾喜久治	全	矢野丹吾
全	森民藏		

雜報

◆張物部總會　同部に於て曩きに役員會を開き職工取締法に就き協議する處ありしが其主旨とするところは從來染織等の好況に乘じて從業の職工拂底し居れる矢先に勞働問題の擡高まるに乘じて左なきだに供給不足の職工は愈鼻息荒くなり來りて賃金のみ高く要求し就業時間の短縮を迫り出來得る限り勞働を避けて眞面目を缺き而も一ヶ月分以上の前金を手渡しせざれば相當の職人を雇入るゝこと能はざるの有樣に已むを得ず一ヶ月以上の前金を貸して雇ひ從業せしめんとするときは僅に二三日間の從業にて他へ轉じて同一手段を弄し之を割せんとするも僅に民法上の契約不履行の廉を以てするのみにて詐欺其他の刑事上の罪を構成するに至らず彼等は之を熟知して轉々各所に此の踏倒しを反復し雇主の損害甚大にして之れが取締法には最も苦心を要するところなれば今回同業者は同一歩調の下に彼等の常套手段に乘らざる樣方法を講じ例へば甲店に於て斯の如き踏倒をなして逃げ出せるものは例令職工拂底して注文品の製作に差支を生じ多少の損失を蒙るが如きことあるも工業道徳を厳守して前記の如き不正職工は京都にては一切雇傭せざることゝなし今後之を施行することゝし若し違反するものは違反處分をなし同業者は一致行動契約を厳守せんとすることゝせり

右に關する規約は左の如く制定せり

一、組合員ハ職工ヲ雇入レタルトキハ雇傭期限ヲ定メ組合ノ登記ヲ受クヘシ

一、組合員ハ職工ヲシテ組合ノ規定セル證票ヲ受ケシメ雇傭期間中傭主之ヲ保管ス

© Kyozomekai

一、組合ノ登記ヲ受ケタル職工ヲ雇入レ之レヲ異動ヲ生スルモ徒ノ雇主ニ對シテハ何等ノ報告ナキモノトス

一、組合員カ浴票ヲ所持スル職工ヲ雇入ヘヽヤ組合ノ登記ヲ經タルトキハ前項ニ同シ

一、職工ヲ雇入レントスルトキハ從前ノ履歴ヲ取調ヘ組合員ト雇傭關係アリシモノナルトキハ前雇主ニ照會レタル後傭使スヘシ

一、組合員ハ職工傭入ニ當リ前貸金ヲナスヘカラス、縁モ者シ前雇主ニ對シ已ムヲ得サル特別事情ニ係ルモノアルトキハ後雇主ハ職工ヲ扶ケテ之ヲ解決スヘシ

一、組合員ニシテ無期限ヲ以テ傭入レタル職工ニ對シテハ其解傭ヲ求メタルトキハ之ヲ拒絶スルヲ得ス

一、組合員ヨリ職工ヲ解傭シタルトキハ理由ノ如何ヲ問ハス職工證票ヲ返還シ之ヲ物留スルヲトヲ得ス

一、組合員ハ他ノ組合員ト雇傭契約中ニアルモノヲ誘惑シ解傭ヲ教唆スヘカラス等ノ行爲アルヘカラス

右ニ對スル違反ノ組合定款ニ抵觸スルモノハ其筆項ニ依リ其他ノモノハ役員會ノ決議ヲ以テ貳百圓以下ノ違約過怠金ヲ科ス

右ニ關スル實行委員ニハ猪俣保吉、丹羽真次郎、岸田清次郎、横江善次郎、和田琴太郎、菅原仙太郎、辻恒三郎、門川鶴三郎其他部長爲役員之ニ充つる筈にて八月一日より實行する筈

◆染地賃工賃　七月一日より實行を發表したる同部の工賃標準は左の通り

工賃標準

上等糸錦部

綿珍かち織	廣	五拾	錢
厚板	尺五	參拾	錢

上等糸貫博多部

かゝ貫つゝれ織地綾ゝり	廣	五拾	錢
	尺五九寸	參拾	錢

並金通シ部

	廣	貳拾	錢
五分金一丁	尺五九寸	拾	錢
二丁	尺五九寸	參拾	錢
共	尺五九寸	貳拾	錢
	ヲチ八尺	拾六	錢

上等糸貫ハシヤ夏帯部

	廣	四拾	錢
	尺	拾	錢

糸貫博多部

京華地かは	廣	貳拾	錢
ゝり一式	尺九寸	四拾	錢

並帯貫博多部

夏帯一式	廣	貳拾	錢
	尺九寸	四拾	錢

新厚板部

	廣	拾	錢

白地錦部中ノ部

新厚板共	廣	貳拾	錢
子		五	錢

綿糸貫部

	廣	貳拾	錢
	尺九寸	五	錢

紬貫部

	廣	貳拾	錢
	尺九寸	五	錢

紬

市松	廣	貳拾	錢
	尺九寸	五	錢
	ヲチ八寸	參	錢
掛上		拾	錢

白紬子部

	廣	貳拾	錢
	尺九寸	五	錢
	ヲチ八寸	參	錢
	尺	拾	錢
	尺五	壹	錢

山吹ノ部

	廣	拾	錢
	尺九寸	壹	錢
	尺五	壹	錢

生紬子

	廣	拾	錢
	尺九寸	壹	錢
	ヲチ八寸	壹	錢
	尺	拾	錢
	尺五	壹	錢

千種織ノ部

一丁　廣　八尺　五　拾　錢

二丁　廣　七尺六寸　五　拾　錢

並錦部

一丁　廣　八尺　五　拾　錢

二丁　廣　七尺六寸　五　拾　錢

トビドウ　廣　八尺五タチ　貳　拾　錢

八尺七尺　拾　錢

新錦部

一丁二丁　廣　九寸　拾　錢

右

紬珍紋織物部	廣	拾	錢
金糸織ノ部	廣	壹	錢
直通シ	廣	拾	錢
子レシ	廣	拾	錢
	廣	拾	錢
	九寸	拾	錢

◆紋模樣糊部工賃標準

ることの決議をなし發表せり紋模樣糊置は從前取引工賃の三割上げとせり

一、染地賃工賃標準

八月一日より實行す

	廣	拾	錢
	九寸	壹	錢
	八寸	壹	錢
	七寸	壹	錢
	六寸	壹	錢
	五寸	壹	錢
	四寸	壹	錢
	三寸	壹	錢
	二寸	壹	錢
	一寸	壹	錢
	廣	貳拾	錢
	九寸	拾	錢
	八寸	拾	錢
	七寸	拾	錢
	六寸	拾	錢
	五寸	拾	錢
	四寸	拾	錢
	三寸	拾	錢
	二寸	拾	錢
	一寸	拾	錢
	廣	拾	錢
	九寸	壹	錢
	八寸	壹	錢
	七寸	壹	錢
	六寸	壹	錢
	五寸	壹	錢
	四寸	壹	錢
	三寸	壹	錢
	二寸	壹	錢
	一寸	壹	錢
	廣	貳拾	錢
	九寸	拾	錢
	八寸	拾	錢
	七寸	拾	錢
	六寸	拾	錢
	五寸	拾	錢
	四寸	拾	錢
	三寸	拾	錢
	二寸	拾	錢
	一寸	拾

ぐりせりん　一〇〇分ト
水　三〇〇分トヲ添加シテ
柞合セ更ニ
鳩糞青連粉末　四〇分ヲ加ヘテ攪拌
シテ煮沸シテ細化シ
めらむど粉末　一五〇分ヲ添加シ溶解
シテ得タル抜染糊ヲ前記地染布上ニ印花シ乾燥
後蒸練中ニ於テ三封度壓力ノ下ニ五分間蒸熱シ
水洗シテ乾燥ス

二、綠色地ニふりひりんニ依ル黃色抜染法

地　染　法

白色抜染第四號ト同樣ニだいれーと、ぐりーん
ニテ色染ス

抜　染　法

前記第七號ト同樣ノ抜染糊ヲ印花シ前ノ如ク處
理ス

三、黑色地ニふりひりんニ依ル赤色抜染法

地　染　法

白色抜染第六號ト同樣ニたいあみのげんニテ色
染シタル後ベた、なふとーるニテ顯色ス

抜　染　法

第七號ト同樣ナル抜染糊ヲ前記地染布上ニ印花
シ乾燥後蒸練中ニ於テ三封度壓力ノ下ニ五分間
蒸熱シタル後水一〇立中ニ亞硝酸曹達四〇瓦鹽
酸三二度一二〇瓦ヲ含有スル液中ニ五分間浸入
シテだいあぞ化シ鹽酸少量ヲ含有スル水中ニテ
洗滌シ水一〇立中ニべた、なふとーる三〇瓦ヲ
苛性曹達液とわどる一二〇瓦ニ溶解シタルモノヲ
混加シ該浴中ニ五分間浸入シテ顯色シ充分水洗
シテ乾燥ス

備　考

地染ノ黑色ハ既ニ顯色シタルモノニシテ此有
色抜染ニ當リ使用スルふりひりんナルモノヲ
同樣ベた、なふとーるニテ顯色シテ赤色ヲ出
スハ顯色工程二回ニ亘ル迂遠ナル方法ナルヲ
以テ地染ノ顯色法ヲ省略シ最後二兩者ヲ同時
ニ顯色スルヲ可トス本報告ハ地染ノ關係ヨリ
シテ前記ノ如ク施行セシモノナリ

第七及第八號ノ場合ニモベた、なふとーるニ
テ顯色スルトキハ赤色ヲ出スコト明カニシテ
實ベた、なふとーるノ代リニ他ノ顯色劑ヲ使

（乙）　鹽基性染料ニヨル有色抜染法

鹽基性染料ハ羅元抜染法ニヨリテ應用セラレ其
色相鮮美ニシテ一般ニ染着良好ナルヲ以テ直接
木綿染料ノ有色抜染ニハ適當ナルモノナリ執レ
モ抜染糊中ニ羅元劑例ヘバはいどろさるふぃ
と類鹽化第一錫、酸酸錫、亞鉛末及ビ硫性亞硫
酸曹達等トたんにん酸トヲ混和シテ應用スルモ
ノナリ當所ニ於テハ主トシテはいどろさるふぃ
いと抜染法ニ依リテ應用シ唯おきざみん、ばい
おれっとノベた、なふとーる顯色ノ地色ハはい
どろさるふぃいど抜染法ニヨリテハ好果ヲ收メ
難キヲ以テ本染料ニハ鐵抜染法ヲ應用セリ其成
績次ノ如シ

一、黃色地ニろーだみんニ依ル赤色抜染法

地　染　法

白色抜染第一號ト同樣ニこっとん、ぐろーニテ色
染ス

抜　染　法

ろーだみん（日本）　六〇分ヲ
あせちん　五〇分及
熱湯　七五分トニテ溶
解シタル後之ヲ
中性生鉄とらがんとごむ糊五五〇分ニ混合シ
めらむど粉末　二五〇分ヲ添加
シテ溶解シ
あにりん油　一三五分ヲ加ヘ
攪拌シ次ニ
たんにん酸　一〇〇分ヲ
あるこーる　一〇〇分ニ溶解
シタルモノヲ加ヘテ得タル抜染糊ヲ前記地染布
上ニ印花シ乾燥後蒸練中ニ於テ無氣壓ニテ三分
間蒸熱シ吐酒石〇・三%溶液中ニ攝氏五〇度ニ
テ五分間通入シ水洗シテ乾燥ス

備　考

（イ）中性生鉄とらがんとごむ糊ハ白色抜染
（三）錫抜染法ノ條下ヲ參照スベシ
（ロ）本法ニ使用セシあせちんハ次ノ如クニ
シテ調製セリ
氷醋酸比重一・〇五五三二八分ニぐりせりん法一・二二二重二四〇分ヲ加ヘテ之ヲふらすこニ入レ遠沈冷却器ヲ附シ砂血上ニテ約二三時間煮沸スルトキハ比重一・一一八ヲ有スルあせちん四六九

マルセーユ石鹼（工業用絹練石鹼）

◆マルセ印白棒石鹼　一〇〇、〇〇〇
◆スコップ印青練石鹼　一九、〇〇〇
◆セイコオ印青練石鹼　二三、〇〇〇
◆一ツボレ印青練石鹼　二六、〇〇〇
◆アサヒ印青練石鹼　二七、〇〇〇
◆カニ印青練石鹼　二九、〇〇〇

京都市上立賣通
堀川西入上ル
清弘社石鹼製造工場
振替口座大阪四七八七七番
大西工業品商會

■機械油　■撚糸油
■染仕上油　■浸落油
各社工業用オイル類ハ品名多數ニ付記載略可仕候御報次第御回答申上候

染料直輸入
多少ニ不拘御用命ノ程奉懇願候
IK
京都市油小路通錦小路角
稲畑商店京都支店
電話（中）三二九八番

發行兼編輯人　萬谷復次郎
御用人　森本文次郎
發行所　京都染物同業組合事務所
京都市釜座通竹屋町下ル
電話上二六七七番

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第廿二號

本組合定款第十六條ニ據リ職工徒弟及職工屋備契約ヲナシタルモノ左ノ如シ此旨公示ス

大正八年九月廿五日

京都染物同業組合
組長　木村勘兵衛

全	杉浦市太郎	全
全	鳥山博三	全
全	倉井勝吉	全
全	高橋定次郎	全
全	戸水安雄	全
全	加藤之助	全
全	瀧下吉太郎	全
全	中山幸三郎	全
全	上田清一郎	全
全	横江竹次郎	全
全	小杉芳太郎	全
全	辻良助	全
全	岡本安太郎	全
全	吉田新一	全
全	串清吉	全
全	廣田沿助	全
全	玉田留三郎	全
全	林安太郎	全
全	松尾留次郎	全
全	上杉幸次郎	全
全	林安次郎	全
全	稲田九二郎	全
全	大杉幸次郎	全
全	山田松次郎	全
全	山下兼三郎	全
全	岡島重助	全
全	近藤百合之亟	全
全	櫻井良市	全
全	石田兼四郎	全
全	早川四郎	全
全	櫻井富三郎	全
全	柴田忠良	全
全	山本保雄	全
全	森川孔	全
全	加藤富三郎	全
全	鈴木幸一	全
全	近藤吉太郎	全
全	中村元治	全
全	寺田豐藏	全
全	早川幸太郎	全
全	立木輝藏	全
全	北村元治	全
全	奉井宗四太郎	全
全	北村忠次郎	全
全	小田石松	全
全	碓井久雄	全
全	栗本達雄	全
全	時岡清	全
全	森野元吉	全
全	永井宗吉	全
全	武部信一郎	全
全	絹村長治	全
全	小之直次郎	全
全	卯一	全
全	木次郎	全
全	岩本宗次郎	全
全	服部木吉	全
全	山本宮次郎	全
全	岩谷忠七	全
全	橘江竹次郎	全
全	里村寅次郎	全
全	山田熊吉	全
全	齊藤留一郎	全
全	新造	全
全	結城利夫	全
全	小島兵太郎	全
全	植拓廣吉	全
全	櫻三郎	全
全	山本谷村新太郎	全
全	前田松下信太郎	全
全	市川とき	全
全	大杉佳吉	全
全	木村治三郎	全
全	山口清七	全
全	上田房吉	全
全	岡部英雄	全
全	藤由太郎	全
全	瀧下吉太郎	全
全	加藤之助	全
全	戸水安雄	全
全	高橋定次郎	全
全	倉井勝吉	全
全	丹羽時藏	全
全	中山幸三郎	全
全	上田清一郎	全
全	横江竹次郎	全
全	小杉芳太郎	全
全	辻良助	全
全	岡本安太郎	全
全	吉田新一	全
全	串清吉	全
全	廣田沿助	全
全	玉田留三郎	全
全	林安太郎	全
全	松尾留次郎	全
全	上杉幸次郎	全
全	林安次郎	全
全	稲田九二郎	全
全	大杉幸次郎	全
全	山田松次郎	全
全	山下兼三郎	全
全	岡島重助	全
全	近藤百合之亟	全
全	櫻井良市	全
全	石田兼四郎	全
全	早川四郎	全
全	櫻井富三郎	全
全	柴田忠良	全
全	山本保雄	全
全	森川孔	全
全	加藤富三郎	全
全	鈴木幸一	全
全	近藤吉太郎	全
全	中村元治	全
全	寺田豐藏	全
全	早川幸太郎	全
全	立木輝藏	全
全	北村元治	全
全	奉井宗四太郎	全
全	北村忠次郎	全
全	小田石松	全
全	碓井久雄	全
全	栗本達雄	全
全	時岡清	全
全	森野元吉	全
全	永井宗吉	全
全	武部信一郎	全
全	絹村長治	全
全	小之直次郎	全
全	卯一	全
全	木次郎	全
全	岩本宗次郎	全
全	服部木吉	全
全	山本宮次郎	全
全	岩谷忠七	全
全	橘江竹次郎	全
全	里村寅次郎	全
全	山田熊吉	全
全	齊藤留一郎	全
全	新造	全
全	結城利夫	全
全	小島兵太郎	全
全	植拓廣吉	全
全	櫻三郎	全
全	山本谷村新太郎	全
全	前田松下信太郎	全
全	市川とき	全
全	大杉佳吉	全
全	木村治三郎	全
全	山口清七	全
全	上田房吉	全
全	山下兼三郎	全
全	倉井勝吉	全
全	平井市松	全
全	平井常吉	全
全	張物部員鈴木重吉	全
全	小紋染部員山田幸吉	全
全	友仙染部員平井市松	全
全	大櫻栄次郎	全
全	友仙部員山下兼三郎	全
全	平井市松	全
全	三田村實吉	全
全	藤原種三	全
全	片岡清一	全
全	新村	全
全	大口友十郎	全
全	奥野七太郎	全
全	井口政一	全
全	服部安吉	全
全	櫻井忠次郎	全
全	松浦忠三郎	全
全	松本ス	全
全	森田マサ	全
全	和田萬次郎	全
全	近藤與吉	全
全	日佐吉	全
全	小榎栄次郎	全
全	加藤富三郎	全
全	梅原翁	全
全	櫻栄次郎	全
全	大榎栄次郎	全
全	小島伊三郎	全
全	小

及檢査心得は左の如く發布せられたり

○農商務省第二七號

輸出絹織物取締規則左ノ通リ定ム

輸出絹織物取締規則

第一條　左ニ掲ク絹織物ハ同業組合聯合會又ハ道府縣ノ檢査ニ合格シタルモノニアラサレハ營利ノ目的ヲ以テ之ヲ輸出スルコトヲ得ス

但シ地方長官ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此限リニアラス

絹織　絹紬　絹フランネル　絹ボアーン　六ツ綾絹布　絹小倉織　絹縮帶子　絹總布

前項ノ規定ハ絹縮帶子以外ノ絹織物ニシテ幅四十五インチ以上ノモノ幅十八インチ未滿ノモノ又ハ長十二「ヤード」未滿ノモノニハ之ヲ適用セス

第二條　前條ノ規定ニ違反シタルモノハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

附則

本則ハ大正八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

但シ大正八年九月十日迄ニ製織シタル絹織物ニシテ大正八年十月十日迄ニ其種類及數量ヲ同業組合聯合會又ハ道府縣ニ屆出テ同業組合聯合會又ハ道府縣ニ於テ左ノ證票又ハ證印ヲ製品又ハ外裝ニ附シタルモノニ限リ大正九年十一月十日迄檢査ヲ受クシテ輸出スルコトヲ得ル

○農商務省訓令第七號

道廳府縣

輸出絹織物取締規則ニ依ル同業組合聯合會又ハ道府縣ノ輸出絹織物ノ檢査標準左ノ通リ定ム同則ニ依リ地方長官カ認可ヲナストキ亦之ニ準ス

農商務大臣　山本達雄

輸出絹織物檢査標準

左ノ各號ノ一ニ該當スル絹織物ハ合格トナス

一、事ヲ得ス但シ不合格ノ程度ニ達セサル瑕疵汚染其他缺點アルモノハ之ヲ表示スルモノトス

一、著シク地合粗笨ナルモノ

二、地質ノ脆弱ナルモノ

三、製織不良ノモノ

四、精練整理不良ノ加工不良ナルモノ

五、精練整理白整理其他ノ加工不良ナルモノ

六、商習慣ニ反シ幅長量目不足ナルモノ又ハ幅ノ不同著シキモノ但特殊ノ場合ニ於テ殊ノ之ヲ表示シタルモノニシテ數ニ隙ヲハトキハ此限ニアラス

七、瑕疵汚染其他ノ缺點著シキモノ

八、鳥目各號ノ一ニ該當スルニ至ラサルモ前各號ニ參酌シテ不良ト認ムルモノ

檢査心得

一、支部ハ毎月ノ檢査成績ヲ翌月十日迄ニ本部ニ報告スヘシ

二、檢査ニ關シテハ各支部檢査主任又ハ指當檢査員其ノ責ニ任シ如何ナル場合ト雖之ヲ回避スルコトヲ得ス

三、檢査員ハ上長檢査員、檢査主任又ハ檢査長ノ指揮ヲ受クシテ任意ニ檢査ノ程度又ハ規定ノ解釋ヲ變更スルコトヲ得ス但シ指揮ヲ受クルノ遑ナキトキ又ハ急速處分ヲ必要トスルトキハ事後承諾ヲ受クル迄責任ヲ以テ處斷スルヲ妨ケス

四、檢査ハ受付ノ日ニ之ヲ終了セシムルヲ通則トス檢査所ニ於テ必要アリト認ムルトキハ豫メ告示シテ一日ノ檢査數量ヲ制限スルコトヲ得

五、巻仕立、綯ヲ附セサル「ロール」糸、湯製斗等製品ノ品位ニ影響ヲ及ホス虞ナシト認ムル整理ハ檢査上之ヲ整理ト看做サヽルコトヲ得

六、整理後檢査ヲ簡易ノ方法ニ依リ施行スル場合ニ於テハ整理業者ニ左ノ事項ヲ指示シ確實ニ實行セシムルヲ要ス

一、整理前檢査ヲ必要トスルモノニ在リテハ整理前檢査未濟ノ儘檢査員ノ許諾ヲ得スシテ整理ニ着手セサルコト

二、整理後ニ於テ製品ノ檢査ヲ行ヒ缺點アルモノハ遺漏ナク其旨ヲ申告スルコト缺點ノ程度ニ付テハ檢査員ノ指示ヲ受クルコト

三、長サハ確實ニ測定シ之ヲ表示シテ提供スルコト

四、整理品ニハ整理者ノ責任ヲ明ニスル爲氏名、商號又ハ一定ノ記號ヲ附スルコト

前項ノ指示事項ヲ實行スルコト不確實ナリト認メタルトキハ之ヲ戒告シ尚改メサルトキハ簡易檢査ヲ受ケサル者ヲ云フ

一、部員ハ同業者ノ職工徒弟ヲ其許諾ナクシテ使傭スヘカラス

二、組合及部ヨリ屬入停止又ハ禁止ヲ受クタル職工徒弟ハ如何ナル理由アルモ使用スヘカラス

一、就業中疾病又ハ傷病ヲ被リタル職工徒弟ヲ扶助スルコト

一、職工又ハ徒弟ヲ傭使スルトキ又ハ解雇シタルトキハ三日以内ニ部長ヲ經テ組合組長ニ屆出ヲヘシ

一、職工徒弟ニ對シテハ成ルヘク業務ノ餘暇ヲ以テ普通學ヲ教修セシムヘシ

一、徒弟ニシテ修業シタルトキハ部長ヲ經テ修業證書附與ノ申請ヲ組合組長ニナスヘシ

第十四條　部長ハ部員ヲシテ職工徒弟ノ業務獎勵上左ノ項目ニ該當スヘキ者アルトキハ報告セシムヘシ

一、斯業ノ改良發達ニ裨益アルモノ

一、品行方正ニシテ業務ニ精勵シ特殊ノ功績アルモノ

一、契約年限ヲ誠實ニ勤續シ技術優等ニシテ他ノ模範トナルヘキモノ

但部長ハ部員ヨリ前條ノ屆出ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査シ意見ヲ附シ組合組長ニ送達シ修業證及褒賞狀下附ノ手續ヲ爲スヘシ

第十五條　當部ハ其目的及業務實行ニ關シ必要アルトキハ部會ノ決議ヲ以テ規程及委員ヲ設クルコトヲ得ル

第三章　加入脱退ニ關スル規程

第十六條　開廨業轉居移轉ヲ爲シタルトキハ部長ヲ經テ組長ニ屆出ヲヘシ

第十七條　廨業者ニシテ屆出ヲ怠ルモノハ其手續ヲ了スルマテハ部ニ對スル責務ヲ免ルコトヲ得ス

第四章　部員ノ權利義務

第十八條　部員ハ部ニ對シ左ノ權利義務ヲ享有ス

一、部員ハ部ノ役員又ハ代議員ニ選擧セラレ又ハ選擧ヲ爲スコト

一、部員ハ相互間ニ生スル營業上ノ紛議事項ノ調停ヲ求ムルコト

一、部ノ事務ニ干與スルコト

一、部ノ業務又ハ會計及財產等ニ關シ部長ニ說明ヲ求ムルコト

一、部ノ經費及部會ニ於テ是認シタル負擔ヲ分任スルコト

一、部規約其他ノ規程及議事項ヲ遵守スルコト

一、部長ノ召喚ニ應スルコト

一、部員ハ役員及役員ノ命ヲ受ケタル職員ノ臨檢及諮詢ニ對シタハ確實ニ答辭シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十九條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名

一、副部長　一名

一、會計　一名

第二十條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ直稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十一條　左ニ掲ケタルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

一、組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一、公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一、其他法律上ノ處分ヲ受ケ三ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十二條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一、部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス

一、副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス

一、部長ハ部會及部員ノ總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一、會計ハ部經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス

一、役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ多數投票者ヲ以テ之レニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ヲ同年齡ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

授與式ヲ擧クルハ當日來賓ノ眞ナル京都府飯田事務官、同古賀商工課長、京都市長安藤謙介氏、商業會議所會頭代理高力染織學校長各新聞記者等ナリ午前十一時着席本村組長開會ノ詞ヲ述ベ高力審査長ノ審査報告アリ安藤市長ノ褒賞狀授與、商業會議所會頭ノ賞金授與アリ次ニ飯田事務官ノ告辭、同長告辭、商業會議所會頭告辭、受賞者總代太郎ノ答辭ニテ式ヲ了ヘ出品ハ式後ヲ繼ヒ一日午後三時迄組合陳列所ニ陳列シテ當業者ノ縱覽ニ供シタルモノナリシ

市長告詞

在ニ京都染物同業組合京都部第十四回徒弟競技會ヲ開催シ本日其褒賞授與式ヲ擧行セラルヽニ方リ一言ノ所感ヲ述ベ以テ祝辭ニ代フ

本日ノ式ニ參與シテ其ノ必要アリシ理由ヲ明ニスル爲氏ノ命ヲ受ケタル職員ノ臨檢及諮詢ニ對シタハ確實ニ答辭シ抗拒スルコトヲ得ス

第五章　役員ノ資格及權限並ニ選擧

第十九條　本部ニ左ノ役員ヲ置ク

一、部長　一名

一、副部長　一名

一、會計　一名

第二十條　役員ノ資格ハ左ノ如シ

一、本部地區內ニ現住シ三ケ年以上其業ニ從事シタル不動產所有者又ハ直稅負擔ノ營業者タルコト

但シ營業主ノ代理權ヲ有スル業務擔當者ハ代理スルコトヲ得ル

一、年齡滿二十五年以上ノ男子タルコト

第二十一條　左ニ掲ケタルモノハ役員トナルコトヲ得ス

一、重要物產組合法ニ依リ處罰ヲ受ケタルモノ

一、組合ニ於テ違約處分ヲ受ケ確定後二ケ年ヲ經過セサルモノ

一、公權ヲ剝奪セラレ又ハ停止中ノモノ

一、其他法律上ノ處分ヲ受ケ三ケ年ヲ經過セサルモノ

第二十二條　役員ノ權限ハ左ノ如シ

一、部長ハ部ノ事務ヲ總理シ又部ヲ代表ス

一、副部長ハ部長ヲ補佐シ部務ニ參與シ部長事故アルトキハ其代理ヲナス

一、部長ハ部會及部員ノ總會ヲ招集シ其議長トナルコト

一、會計ハ部經費ノ收支並ニ會計及用度ノ事務ヲ掌理シ部ノ財產ヲ保管ス

一、役員ノ選任ハ部員中ヨリ選擧ス役員ノ當選ハ多數投票者ヲ以テ之レニ充ツ投票同數ナルトキハ年長者ヲ同年齡ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ決ス

賞校與ノ式ヲ擧クルニ當リ一言ヲ述ベ以テ祝辭ヲ呈シ不肖本日ノ光榮ヲ得タルハ啻ニ外ナリトス特ニ商業會議所ハ賞金ヲ賜リ將來益々研鑽以テ光榮ナリトス爾來益々研鑽以テ答辭ヲ遂フ

大正八年九月二十日

受賞者總代　古川貫太郎

受賞者左ノ如シ

圖案一等賞

古川貫太郎

二等賞

森坂憲治　石上福之助

野村吉次郎

三等賞

井上詮之助　成田四郎

渡邊三郎　川島喜一郎

益谷久一

褒狀

木村儀三郎　大橋清次郎

既成品一等賞

古川貫太郎　山崎吾朔

益谷久一

二等賞

松村護一　前田利男

佐藤德治　竹中周藏

三澤惣次郎　萬原與三郎

三等賞

大塚諸吉　吉田國太郎

成田四郎　川村鎌藏

岸本好夫　辻復之助

陸口孝三

褒狀

米田鳳一　上原守一

藤本良夫　吉崎庄吉

藤野秀次　品野五郎

岡部其之助　中川順吉

京都染物同業組合浸落調査部規約

第一章　部則

第一條　當部ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リテ設置シ京都染物同業組合浸落調査部ト稱ス

第二條　當部ハ浸落調査營業者ヲ以テ組織ス

© Kyozomekai

京都染物同業組合

公示

◆公示第廿五號

左記ノ者職工徒弟名簿ニ登記セリ此旨公示ス

大正八年十一月十五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員平井之助　職工
全　井上英太郎
全　田野佐太夫
全　山本源三郎
全　北川喜太郎
全　小菅治三郎
全　坂本次郎
全　安原米太郎
全　津々見玉城
全　香川美雄
全　左久馬
全　菊地
全　掘江仙助
全　小島乙松
全　松尾治吉
全　田邊新蔵
全　竹中[illegible]
全　明田匡太郎
全　北村庄次郎
全　小林富之助
全　清水清六
全　松村嚴吉
全　清水伍三郎
全　中野石太郎
全　方西吉
全　清水百太郎
全　大原金十郎
全　水戸守岩太郎
全　鳥居兵次郎
全　村井與平
全　板橋久治郎
全　那須初治郎
全　阿部英雄
全　中村源治
全　高橋治
全　左近吉郎
全　鈴村喜一
全　山口裕次郎
全　三谷久三郎
全　寺口孝治郎
全　脇本長松
全　中上鹿男
全　石本藤次郎
全　原米太郎
全　山城源蔵
全　脇坂源三郎
全　杉本栄次郎
全　北川栄次郎
全　矢橋睿一
全　北川栄次郎
全　松原徳一
全　秋田幸吉
全　石川銀太郎
全　徳田太郎
全　松澤兼市
全　松澤鑑市
全　小松具次
全　名村芳吉
全　江坂卯吉
全　宮永正一
全　浅野長術
全　常政一
全　喜政一
全　浅井新治
全　徳男
友仙染部員中川栄吉
全　佐々木健三郎
全　大野喜一
全　松村嚴吉
全　清水清六
全　宮之助
友仙染部員稲本忠太郎
全　矢橋睿一
全　北川栄次郎
全　松原徳一
全　秋田幸吉
全　石川銀太郎
全　徳田太郎
全　小林栄次郎
全　清水清六
全　宮之助
友仙染部員近藤百合之丞
全　石川銀太郎
全　徳田太郎
全　小林栄次郎
友仙染部員河合彦次郎
全　松澤兼市
全　松澤鑑市
友仙染部員河田樂太郎
全　小松具次
全　名村芳吉
全　江坂卯吉
全　宮永正一
全　浅野長術
全　常政一
全　喜政一
全　浅井新治
全　徳男
友仙染部員大野喜一
全　丸尾傳造
全　中川末吉
全　末吉職工
全　勝山金次郎
全　河野末吉
全　小串一茂
全　玉田儀一
全　鷲尾國三郎
全　小林頴井繁太郎
全　佐藤春三郎
全　杉本菊松
全　新藤嘉四郎
全　荒谷春三郎
全　佐藤與

同　大村幸次郎
同　松岡憲太郎
同　岡馬俊太郎
同　木内城二郎
同　吉村義雄
同　林田久七
同　杉江吉次郎
同　横田作太郎
同　脇山博三
同　三谷勝之進
同　三村三良
同　松田勇吉
同　川元寅之助
同　三宅某一
同　富田辰次郎
同　前田七太郎
同　酒井安松
同　杉山喜之助
同　田畑喜八
同　伊吹平三郎
同　竹中半次郎
同　横江善次郎
同　西島猶吉
同　井上兵太郎
同　福井繁太郎
同　稲葉順吉
同　吉江和吉

組合會議長　福井繁太郎

◆公示第廿九號

大正七年度組合經費收支決算別項ノ通リ組合會ノ承認ヲ經テ監督官廳ヘ報告ヲナセリ此旨公示ス

大正八年十一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

雜報

大正七年度組合經費收支決算表

收入ノ部

科目	豫算額	決算額
第一款　組合經費		
一項　等級割	七、〇三三、〇〇〇	七、〇三三、〇〇〇
二項　戸數割	六、七二一、〇〇〇	六、七二一、〇〇〇
第二款　雜收入	三、六四〇、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇
一項　證票料	三〇、〇〇〇	一、八五〇
二項　却代不用品賣	一〇、〇〇〇	二四、八〇〇
三項　廣告料	三〇、〇〇〇	一二、〇〇〇
四項　繰越金	四、八三二、〇〇〇	四、八三二、〇〇〇
合計金	七、八三二、〇〇〇	七、八三二、〇〇〇

支出ノ部

科目	豫算額	決算額
第一款　勵業費		
一項　博覽會費	三、〇〇〇、〇〇〇	二、六九二、二〇〇
二項　聯合會費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　補習學校費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
四項　勵業奬勵費	三〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
第二款　試驗所費		
一項　職員給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二項　器具費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　藥品消耗費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　試驗料費	—	—
五項　圖書費	三〇〇	三〇〇
六項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
二項　文具費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　通信費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　試驗原料費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
五項　職員買入費	三〇〇	—
六項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	—
第四款　雷用費		
一項　備附品費	一〇〇、〇〇〇	—
二項　點燈費	六〇、〇〇〇	—
三項　清耗費	一〇〇、〇〇〇	—
四項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	—
五項　雜費	一四〇、一一〇	—
六項　保險費	三〇〇、〇〇〇	—
七項　旅費乘車費	一〇〇、〇〇〇	—
第五款　雜給費		
一項　組長報酬	一〇〇、〇〇〇	—
二項　賓費辯償	一〇〇、〇〇〇	—
三項　給料	一〇〇、〇〇〇	—
四項　宿直費	九、三六〇	—
五項　賞與費	三〇、〇〇〇	—
第六款　陳列所費	三〇〇、〇〇〇	—
第七款　豫備費		
一項　豫備費	七、七一〇	—
計金	七、七一〇	—
差引殘金	〇	六、八〇四、三六六

◆大正九年度組合經常費收支豫算　去る十八日午後五時組合代議員會に於て同豫算は左の通り決議せられたり目下認可申請中にあるか今之れを前年度の豫算八千八百六拾八圓四拾四錢九厘に比し參千四拾八圓貳拾壹錢六厘の增加なり之れ現在物價騰貴の上よりして止むを得ざるものとす然れとも組合員に課する率數に於て前年に變はる事なく營業稅額に異動を生せざるものとし之に違反シタルモノヲ處分スル場合ハ評議員會ノ決議ヲ要スル規定ヲ設クルハ妨ケナシ

◆重要物產同業組合會計規程中左の通り改正する旨京都府令第六十七號を以て發布せらる

一豫算編成に當り豫算は成るへく事業費を總豫算額の四割以上事務費を三割以下會議費を一割以下となし編成すへし

二對比の欄には前年度豫算額に對する本年度豫算額の增減を示し且豫算の參考として別に說明書を添附し款毎に其增減の理由の要領を說明すへし

三「附記」の欄には本年度豫算額の計算の基く處を揭記すへし

四歲入豫算中前年度繰越金、預金利子、過怠金、補助金、寄附金其他雜收入等を除くの外特に組合員若くは組合に對し賦課徵收を要するものは別に賦課徵收方法を設け之に其賦課科目、賦課標準、課率並に徵收期限等を定むへし

五必要の場合に於て借入金を爲す時は之を歲入豫算中に又利息は歲出豫算中に編入し且其借入方法利息の定率及償還の年度、財源其他必要なる事項を定め置くへし但し特別の場合を除くの外經常費の支出に充つる爲めに借入金を爲すことを得ず

六定額豫算內の支出を爲すに方り現金なき場合借入を爲したるものにして其年度內の財源を以て償還し得へき借入金卽ち一時借入金は歲入豫算に編入すへからず但之に要する利息は歲出豫算中に編入すへし

七積立金としての蓄積又は負債の償却は之を歲出豫算中に編入すへし

八臨時部豫算書又は特別會計豫算書は經常部豫算書又は普通會計豫算書と區別し易き樣其の豫算書中適宜の箇所に之を表記すへし

九普通會計より特別會計に又は特別會計より普通會計に移すへき支出は各之を其會計に屬する豫算の歲入歲出として整理すへし

十歲出豫算中本規定第十二條但書により款內項目の流用支出を爲さんとする場合評議員の諮詢を經て同款內項目の金額のみ流用するを許すことを豫算と共に議決し置くは妨ケナシ

一理事給
二書記給
三臨時雇給
四使丁給
第四款　雷用費
一項　備附品費
二項　點燈費
三項　消耗費
四項　修繕費
五項　雜費
六項　保險費
七項　旅費乘車費
第五款　雜給費
一項　假傭
二項　會議費
三項　款待費
四項　宿直費
五項　賞與費
第六款　陳列所費
一項　修繕費
第七款　豫備費
一項　豫備費
計

等級	納稅額	戸數	賦課率	總額
一	二〇〇、〇〇〇	一人	二〇〇	二〇〇
二	一三〇、〇〇〇	一人	一〇〇	一〇〇
三	一〇〇、〇〇〇	九人	八五	八五〇
四	九〇、〇〇〇	四人	七〇	二八〇
五	八〇、〇〇〇	五人	六〇	三〇〇
六	七〇、〇〇〇	一二人	五〇	六〇〇
七	六〇、〇〇〇	一人	四五	一八〇
八	五四、〇〇〇	一〇人	四〇	四〇〇
九	四八、〇〇〇	二人	三五	七〇
一〇	四二、〇〇〇	一人	三〇	三〇
一一	三六、〇〇〇	一〇人	二五	二五〇
一二	三〇、〇〇〇	二人	二〇	四〇
一三	二四、〇〇〇	一人	一五	一五
一四	一八、〇〇〇	二人	一〇	二〇
一五	一二、〇〇〇	一人	五	五

大正九年度賦課徵收法

第一條　經費ハ營業等級割戶數割ノ二法ニ據リ賦課ス

第二條　營業等級割ハ前年度ノ營業納稅額ヲ標準トス

第三條　戶數割ハ一戶一ケ年金貳拾錢トス

第四條　經費ハ年額ヲ四分シ一月、四月、七月十月ノ各三十日迄ニ徵收シ端數ヲ生スルトキハ第一期ノ徵收額ニ加フ

第五條　組合員ハ前條期限內ニ納附スヘク若シ理由ナク期日內ニ納附セサルトキハ組合定款ノ規定ニ據リ處分ス

第六條　經費ハ本年度中七月以前ニ加入スルモノハ一ケ年分ヲ七月以後ニ加入スルモノハ半ケ年ヲ課シ七月以前ニ廢業スルモノハ一ケ年分ヲ課スルモノトシ同廢業共ニ其手續ヲナスト同時ニ全額ヲ徵收ス

第七條　新タニ同業セシモノヽ經費ハ組合等級割ノ最下位ノ額ト組合證票料金貳拾五錢ヲ徵收ス

第八條　賦課法ノ錯誤或ハ遺算アリト認メタルトキハ徵收書ヲ受クル日ヨリ一周間內ニ訂正ノ申請ヲナサヽルトキハ無効トス

第九條　實收入ニ剩餘ヲ生シタルトキハ豫備費ニ編入ス

◆府令改正　重要物產同業組合事務取扱例中左の通り改正すと京都府令第六十六號を以て發布せらる

一第四條第七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

七ノ二組長及副組長ハ代議員トシテ兼ヌル規定ヲ設クル事ヲ得ス

同十三號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ

一三ノ二組合會ヲ開ク組合ニアリテハ總會ノ制ヲ設クル事ヲ得ス

同十五號ノ末尾ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ違約處分ニ附スヘキ事項ヲ具體的ニ規定シ得ルモノニ付テハ抽象的ニ規定

しものにて卽ち一ケ年一等に對しては壹圓五拾錢最下十七等に對しては參錢の增額に過ぎざる所なり其理由は七年度にて物價騰貴率に微し緊縮の方針を以て支出に注意せし結果八百四拾五圓餘の餘剩を生じたると斷開業者百十月以上ありしがため賦課率を引上ぐる必要を認めざりしなり

大正九年度京都染物同業組合經常費收支豫算

收入ノ部

科目	大正八年度豫算	大正九年度豫算
第一款　組合經費		
一項　等級割	八、〇三三、〇〇〇	一〇、三二六、〇〇〇
二項　戸數割	六、七二一、〇〇〇	三、三六〇、〇〇〇
第二款　雜收入	三、六四〇、〇〇〇	三、六四〇、〇〇〇
一項　證票料	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇
二項　却代不用品賣	二四、八〇〇	二四、八〇〇
三項　廣告料	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇
四項　繰越金	四、八三二、〇〇〇	二、八九六、〇〇〇
合計金	七、八三二、〇〇〇	二、八九六、〇〇〇

支出ノ部

科目	大正八年度豫算	大正九年度豫算
第一款　勵業費		
一項　博覽會費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇
二項　聯合會費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　補習學校費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
四項　勵業奬勵費	四〇〇、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
第二款　試驗所費		
一項　職員給	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
二項　器具費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
三項　藥品消耗費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
四項　試驗料費	—	—
五項　圖書費	三〇〇	三〇〇
六項　修繕費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
第三款　所費		
一項　印刷費	三、八〇〇、〇〇〇	三、八〇〇、〇〇〇
二項　文具費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
三項　通信費	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

◆鹿ノ子下書區規約　絞縮染部に屬する鹿ノ子下書の專業者は左の規約を設け實行することヽし固ほ役員を選擧せしに幹事清水清一郎副幹事北村福之助會計魚田庄吉の三氏を擧げ各就任せり

京都染物同業組合絞縮染部鹿ノ子下書區規約

第一章　總則

第一條　當區ハ京都染物同業組合定款第六十四條ニ依リ之ヲ設置シ絞縮染部鹿ノ子下書區ト稱ス

第二條　當區ハ絹帛總布一切ノ絞リ染下書業者ヲ以テ組織ス

第三條　當區事務所ハ京都染物同業組合內ニ設置ス

但シ都合ニ依リ別ニ幹事居宅ニ於テ區務ヲ處理スルコトヲ得

第一章　目的及業務

第四條　區員ハ協同一致シテ左ノ各項ヲ實行スルモノトス

一斯業ノ改良發達ヲ企圖スル事

二營業上ノ弊害ヲ矯正シ信用ヲ保持スル事

三工賃最低價格標準ヲ實行シ粗製濫造ヲ防遏スル事

第五條　注文主ニ對シテハ工賃ノ割引又ハ歩引

© Kyozomekai

京都染物同業組合月報

平和大詔

朕惟フニ今次ノ大戦亂ハ兵禍五年ニ瀰リ世界ヲ鞏動セシメタルモ我カ聯合諸友邦勇奮努力ノ偉烈ニヨリ戰氣一掃平和全ク復スルニ至リダルハ朕ガ甚タ懼ル慶ヒトスル所ナリ

今ヤ世運一展ノ時ニ当リ宜シク奮勵自彊時運ノ推移ニ順フヘキナリ爾臣民夫レ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ大業ヲ挙ケム事ヲ思ヒ退テ重厚質朴ノ旨ヲ体シ浮華驕奢ノ戒メヲ国力ノ培養ニ伴ハシ永ク友邦ト相和シ以テ人類ノ福祉ヲ共ニスヘキ国運ノ進展ニ資スルコトヲ庶幾フ

御名御璽

大正九年一月十日

各大臣副署

京都染物同業組合

公示

◆公示第一號

當組合役員左ノ通氏ノ就任ヲ認可セラル此旨公示ス

大正九年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

一組長　木村勘兵衛
一副組長　橋本作三郎
一出納役　伊文七
一評議員　井深英之助
井上兵太郎
伊吹平三郎
稲畑真吉
西島猶吉
堀部順
河合忠次郎
横江善次郎
吉江相吉
田畑房次郎
田畑喜八郎
水藤三郎
清水藤三郎

◆公示第二號

右ノ者職工徒弟名簿ヘ登記セリ此旨公示ス

大正九年一月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

第六條　本組合ニ於テ其事業ニ関スル書類ヲ作成シ又ハ其事業ニ関スル書類ヲ受ケタルトキハ其ノ年月日ヲ記入シ其ノ書類ニ保管ノ年月日ヲ記入シ其ノ書類ニ保管ノ年月日ヲ記入シ其ノ書類ニ保管

© Kyozomekai

全　羽織物　海老原喜三郎　田村喜太郎
八年　小紋染　古川新助　山本戸市
全　友仙染　内記忠太郎　松山菊次
七年　全　大原金十郎　西田静
全　全　山田辰次郎
全　形彫　中川伊三郎　石田省次郎
全　糸染　小倉芳之助　松下雅次郎
全　小紋染　高木八十次郎　藤川茂太郎
全　形彫　齋藤治郎七　木下春次郎
全　友仙染　初鹿野信忠　澤田栄治
六年六ヶ月小紋染　大平岡定郎　横山石太郎
六年　縮布再整　矢野丹吉　澤田正一
全　友仙染　水島保太郎　谷川松次郎
全　横江猪太郎　垣谷鉄助
全　絹帛誂色染　田中常次郎　山形佐市
五年　糸染　早崎岳三　河合兼吉
全　全　米村鶴蔵　竹内ふじ
全　湯貫斗　笠井　又市　深見兼松
四年六ヶ月友仙染　鹿田芳之助　鶴谷嘉義
三年六ヶ月縮布再整　山内徳次郎
全　全　森　米吉　岡川辨次郎
全　陸田　恒蔵　小谷順蔵
全　南　穂松　杉立龍太郎
三年　友仙染長谷川松次郎　大杉仙吉
全　塚田　栄蔵　長谷川栄吉

雑報

◆各部工賃改正　本月に入り工賃の改正をなしたるもの左の如し

◆縮緬灰汁附工賃臨準改正

一羽二重縮緬　壹疋ニ付　金八錢
一同　並　壹疋ニ付　金五錢
一並巾廣縮緬貫斗共　壹疋ニ付　金拾四錢
一同　巾廣縮緬湯貫斗丈ケ物　壹疋ニ付　金九錢
一同　並巾縮緬湯貫斗丈ケ物　壹疋ニ付　金七錢
一同　反　金五錢

◆帯地製工賃改正標準表

上等糸錦ノ部

縮緬カラ織厚板（廣尺五九寸）　金六拾錢
金四拾貳錢

上等糸貫紬ノ部

紗織夏帯一式（廣九寸）　金六拾錢
金四拾貳錢
並金銀滅レノ部　廣九寸　金五拾錢
五分金一丁二丁共（廣九寸　尺五九寸）　金參拾五錢
タテ八尺七尺　金參拾五錢
並ヲ貫紬ノ部　廣九寸　金四拾五錢
夏帯一式（廣九寸）　金四拾五錢
縮貫博多ノ部　廣九寸　金五拾錢
京華地機ヶ　廣九寸　金參拾五錢
白地部中ノ部　廣ヶ寸　金四拾五錢
縮緬錦白地新厚板　廣ヶ寸　金參拾五錢
並綿ノ部　廣八尺　金參拾五錢
一丁二丁トビトウ共（廣八尺　尺五ヶ寸八尺）　金貳拾五錢
ヤヲ貫厚板ノ部　廣ヶ寸共三ヶ寸　金貳拾五錢
新綿ノ部　廣ヶ寸共　金參拾錢
一丁二丁ツヤヶ切立共　廣ヶ寸　金貳拾壹錢
千種織ノ部　廣八尺　金貳拾五錢
二丁トビトウ共（廣ヶ大廣　尺五六七尺）　金貳拾壹錢
縮子ノ部　廣ヶ寸　金參拾錢
糸貫小柳　廣ヶ寸　金參拾錢
糸貫地變ヶ市松共（廣ヶ寸　外九寸）　金貳拾參錢
紹貫地變ヶ市松共（廣ヶ寸　外九寸）　金貳拾參錢
白地縮子ノ部　廣ヶ寸共　金參拾錢
生縮子共　廣ヶ寸共　金五拾錢
九寸尺五ヶ寸八尺ヶ寸六尺迄　金參拾五錢
古物ノ部　廣ヶ寸　金貳拾六錢
山吹織ノ部　廣ヶ寸　金貳拾八錢
縮珍紋織　廣ヶ寸　金四拾錢
カラ金通同　金五拾錢
縮子染直シ　九寸　金參拾五錢
博多　廣ヶ寸　金四拾錢
同　九寸　金貳拾入錢
縮子　廣ヶ寸　金參拾五錢
同　九寸　金貳拾五錢

◆小紋捺染部は従前工賃の三割上げとし毎月勘定に改正す

◆紋織賃部は従前工賃の三割上げ

◆特許染染方法　組合員堀部徳三郎・畑清次郎共同発明に係る別項発明品に対する特許を得られたり以後之に類似する製染法を使用するときは侵害の紛議を生ずる恐れあるを以て十分注意あるべし

特許第三五一三一號

一浸染ニ依リ彩模様ヲ顕出スル方法

発明ノ性質及ヒ目的ノ要領

本従来ハ硝化綿ト「ロロホニウム、パラフヰン」及寒鰹トノ混合溶液ノ濃厚度ヲ異ニセル溶ニテ布帛上ニ模様等ヲ揮毫又ハ筒引シテ防染力ノ相違スル柔軟ナル皮膜ヲ形成セシメ媒染工程ヲ施シ若クハ施サスシテ浸染スル方法ニ係リ其目的トスル所ハ硝化綿合剤ニ依リ染浴ニ浸漬シテ簡単ニ而モ堅牢ニ彩模様ヲ顕出セシムルニアリ

特許請求ノ範囲

一、前記ノ目的ヲ達スル爲メニ硝化綿「パラフヰン」寒鰹「コロホニウム」ヲ適宜ノ溶剤ニ混合シ且ツ温度ヲ異ニセル混合液ヲ使用シ絵書ヲ書ク如ク若寫スルコトヲ特徴トシ塗層ニ厚薄ヲ設ケ防水力ノ相違スル皮膜ヲ形成セシメ浸染シ一浴ニテ彩模様ヲ顕出セシムル方法

二、前記ノ目的ヲ達スル爲メニ模様ノ濃淡ニ應シテ濃度ヲ將酌スル代リニ其塗布回数ヲ加減セル前項記載ノ一浴ニ依リ彩模様ヲ顕出スル方法

下京區醒ケ井通佛光寺上ル要法寺町

特許權者（發明者）　堀部偉三郎

下京區西洞院通綾小路下ル綾西洞院町

特許權者（發明者）　畑　清次郎

◆營業税届出　営業税届は例年一月中に各所轄税務署へ申告すべき筈なるに付き若し代書すし本年始めて國税にかゝるものは土地建物の坪数御取調べの上申出でらるべし

同部長任期満了に就き改選

産業会に行ひたる結果に中川與三郎副部長に入木喜作申計役に入元市三郎氏選就任せられたり

◆役員諸任事務　前年度役員の決議を經たるも未だ實行の運に至らざりしを遺憾とし左の問題に就ては猶よ一月十日左の三名に分ち各委員を嘱託し事務の分擔をなし成績速かならしむる方針を立てたり

一信用購買組合は別名組合員に対する金融を圖り其使用する勤工積弟の貯金を預嘱し手形の割引をなすべし染料藥品石炭等の必用品を組合員に廉価共同の利益を得せしむるを目的とし其組織方法は一口五拾圓とし一名持株三十株とし五百名を募り之れを資本となし營業の仕方針なり其委員としては左の諸氏を挙げたり

伊吹平三郎　畑清次郎　永井政次郎
細井繁次郎　南水徳三郎

一商工聯合會組織方法は利害反するを以て其成立は中會組織方法は利害反するを以て其成立は中會組織方法は利害反するも染業者は之れ迄殆んど貨幣の仲介に立ち商人の注文を受け僅かに其手数料を受け其指定通りの染附けをなし來たる習慣は遂に算染不良の弊を高め今や其信用を失墜せんとする場合にあるを以て共同染物に關係を有する各商人團體に交渉し五に聯合を圖り相互間に於ける弊害を矯正するの方法を設け商工道徳を守り需用者を滿足せしむる方針に出づる目的にて其委員としては

井深英之助　前田猶吉　堀部　貞吉
井上兵太郎　田畑　喜八

一染物檢査協議會京染各種類の檢査をなすが如きは容易なる事業なるべき問題にあらざるも苟も自己の製品に其用を保持するの必要より檢査をなさざるべからざるは勿論なり然れ共最初より大部分の檢査と云ふよりは總布裏地の如き染料の如き尤も需用の廣き染色單純なるものより始むるを可とするも其經費の點に至りては一組合の事業としては困難なる故に之を府立とし其資行を求めんとするにあり其委員は左の如し

[illegible]　順吉　[illegible]江善次郎　吉江　利吉

◆全國聯合協議會ハ本年三月二十日頃を有内区域に於て開催せらるべき同博覽会規則は左の通に付き出品希望者は主管組合へ申出でらるべし

全國織業博覽会規則

第一章　總　則

第一條　本會ハ全國織業博覽会ト稱ス

第二條　本會ハ大正九年三月二十日ヨリ同年五月二十日迄京都市岡崎公園織業館ニ於テ開設ス

第三條　本會ハ全國ノ製産品ヲ展示シ産業ノ發達ニ資スルヲ以テ目的トス

第四條　本會ハ出品ニ対シ相當ノ設備ヲ爲スト雖モ天災、火災、其他ノ事故ニ依ル物品ノ毀損又ハ紛失ニ一切ノ損害ハ其責ニ任セス

第五條　出品者ハ本聯合会ニ關スル諸規則ニ依ル取扱ニ關シテハ異議ヲ逃（若クハ損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得ス

第六條　出品者ハ本聯合会ニ關スル諸規則ニ基ク義務ヲ履行セサルトキハ本會ハ適宜ノ處分ヲナシ且之ニ要シタル費用ヲ徴收スヘシ

第七條　會場内ノ光景ヲ模寫又ハ撮影セントスルノ者ハ本會ノ承認ヲ要シ俱出品者ノ承諾ヲ受クルコトヲ要ス

第二章　出　品

第八條　出品ヲ類別シ二十部トス

第一部　美術及美術工藝
第一類　日本畫
第二類　彫刻
第三類　染織物
第四類　漆
第五類　金属類
第六類　陶磁器
第七類　各種工業品
第八類　其他

第二部　染織工業

第一類　紡織物、毛織物、麻織物
第二類　染ノ部
第三類　刺繍
第四類　糸織物加工品
其他　[illegible]

第九條　出品ハ大正六年四月以後採取加工製作又ハ製造セシメタルモノニ限ル

第十條　左ノ各號ノ一ニ該當スル物品ハ之ヲ出品スルコトヲ得ス

一　他ノ博覽会ニ出品シ審査ヲ受ケタルモノ
二　風俗又ハ[illegible]ヲ害スル虞アリト認メタル物品
三　他ニ損害及ホシ若クハ公衆ニ嫌忌ノ感ヲ與ヘル物品
四　本會ノ定ムル[illegible]ニ於テ出品ノ部別又ハ類別ノ下ニ府縣別ニ陳列スル但第九部第十部ノ出品ハ此限リニアラス

第十一條　[illegible]ハ出品ハ部別又ハ類別ノ下ニ府縣別ニ陳列スル但第九部第十部ノ出品ハ此限リニアラス

第十二條　出品ノ性質ニ依リ部別類別又ハ府縣別ニ依ル事能ハサルモノハ便宜場所ヲ選定シ陳列ス

第十三條　本會ニ於テ配當シタル陳列場所ニ對シテハ出品者ハ異議ヲ述フルコトヲ得ス

第十四條　官廳學校及公共團體ノ出品並ニ第九部第十部ノ出品ハ別ニ定ムル所ノ規程ニ依ルトスル者ハ出品申込書（第一號式）ニ（第廿條第廿一條）ノ使用料金ヲ添ヘ大正九年二月二十日迄ニ本會事務所ニ差出シ承認ヲ受ヘシ

前項ノ承認ヲ受ケタル者ハ直ニ出品目錄（第二號式）ニ記載シタル者ハ出品申込書（第四號式）ヲ添ヘ本會事務所ニ差出スヘシ

第十六條　第一部ノ出品ヲ爲ントスル者ハ出品申込書ニ出品目錄（第三號式）及解説書（第五號式）ヲ添ヘ大正九年二月二十日迄ニ本會事務所ニ差出スヘシ

前項ノ出品ハ鑑査ヲ受クル爲メ三月十五日ヨリ十七日迄ノ期間内ニ本會指定ノ場所ニ搬入スヘシ

第十七條　第一部出品ニ對シテハ場所料ヲ要セス其看護ハ本會ニ於テ之ヲ負擔ス

但出品ヲ賣却シタルトキハ其金高ノ百分ノ七ヲ徴ス

第十八條　出品ノ陳列ハ三月十八日迄ニ必ス整頓スヘシ

第十九條　左ニ掲クル出品ハ出品申込書ニ陳列設計圖ヲ添付スヘシ

一　荷重ノ出品ニシテ基礎工事ヲ要スルモノ
二　運轉ノ爲メ電動力ノ供給ヲ要スル機械（所要馬力ヲ設計圖ニ記載スヘシ）

第二十條　出品ノ陳列ニ要スル陳列棚及陳列臺ハ本會ニ於テ之ヲ設備ス其使用料（第一部ヲ除ク）左ノ如シ

陳列棚使用料

一間奥行三尺以内　金拾五圓
半間奥行三尺以内　金拾圓

陳列臺使用料

一間奥行六尺以内　金拾貳圓
半間奥行三尺以内　金七圓

第廿一條　出品者ハ本會事務所ノ承認ヲ經テ貸用自轉シ陳列棚又ハ陳列臺ヲ調製シ或ハ館外ニ陳列館ヲ建設スルコトヲ得

前項ノ自費陳列棚、陳列臺ニ關スル場所使用料左ノ如シ但半間ニ滿タサルモノヲ半間ト看做ス

土間使用料

一間奥行三尺以内　金七圓
半間奥行三尺以内　金五圓

館外ニ於ケル自費陳列館ハ敷地一坪ニ付金七圓ノ割ヲ以テ使用料ヲ徴收ス但シ本會ニ於テ有益ナルモノト認メタルトキハ之ヲ減免スルコトアルヘシ

第廿二條　前條ノ承認ヲ受ケントスル者ハ大正九年一月三十一日迄ニ出品ノ部類品名及建坪ヲ記載シタル申込書ニ設計圖平面圖及建圖ヲ添ヘ本會事務所ニ差出スヘシ

第廿三條　出品ノ運搬、陳列用具裝置構造、空箱類ノ保存、出品ノ陳列、看護ニ要スル費用及勞務ハ出品者ノ負擔トス

前項ノ取扱ヲ本會ニ委託セントスル者ハ別ニ定ムル所ノ委託取扱規定ニ依リ其出品ノ申込ナスヘシ

第廿四條　出品申込間數ニシテ本會ノ豫定ニ超過スルトキハ之ヲ減少スルコトアルヘシ

第廿五條　出品者自己ノ便宜ニ依リ申込間數ノ全部若クハ幾分ヲ取消シ又ハ之ヲ使用セサルモ既納ノ使用料ヲ返戻セス

第廿六條　出品ハ總テ部類、番號、品名、數量代價、（非賣品ナレハ其旨朱記スヘシ）及出品者ノ住所氏名ヲ記シタル札ヲ添付スヘシ

但出品札用紙ハ本會事務所ニ於テ之ヲ交付スヘシ

第廿七條　出品ハ之ヲ實約シ又ハ即賣スルコトヲ得

但審査員ノ指定シタル出品ハ即賣スルコトヲ得ス

第廿八條　出品ノ賣約ヲ爲ス場合ハ代價三分ノ一以上ヲ手附金トシテ買約者ヨリ徴シ出品ニハ賣約札ヲ貼付スヘシ

前項ノ買約人ニ對シテハ賣約證ヲ交付シ閉會後五日以内ニ代價ノ殘額ト引換ニ出品ヲ交付スヘシ

但賣約人期日以内ニ代價ノ仕拂ヲナサヽルトキハ賣約ヲ取消シ手附金ハ出品人ニ交付

第廿九條　出品ノ交換又ハ代價ヲ變更セントスルトキハ事務所ノ承認ヲ受クヘシ

出品者ハ陳列場所ヲ他人ニ讓渡又ハ貸與スルコトヲ得ス

第三十條　會場ノ遺跡ハ必ス本會ノ指定圖ニ依ルヘシ

第三十一條　陳列棚及陳列臺使用中破損シタルトキハ其出品人ニ於テ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第三十二條　陳列戸棚及陳列臺使用中破損シタルトキハ其出品人ニ於テ直ニ修理ヲ施シ原形ニ復スヘシ

第三十三條　出品者ハ會期中限リニ陳列場ヲ閉鎖シ又ハ出品ヲ撤去シ會場ノ秩序ヲ亂スコトヲ得ス

第三十四條　出品者物品ヲ撤出セントスルトキハ本會ニ屆出ヲ撤出證ヲ受クルモノトス

第三十五條　出品ハ閉會後十日以内ニ建物及工作物ハ十五日以内ニ撤去シ之ヲ撤出シ土地ヲ原形ニ復スヘシ

前項期日内ニ撤去ヲ爲サヽルトキハ本會ニ於テ執行シ其費用ヲ徴收スヘシ

第三章　審査及褒賞

第三十六條　出品ハ參考品並ニ特ニ審査ヲ請求セサルモノヲ除ク外總テ審査ヲ行フ

第三十七條　審査期日以前ニ出品目錄ヲ差出テ審査ヲ行ハヽルモノハ審査ヲ爲メ必要アルトキハ出品目錄ノモノヲ差出サシメ之ヲ破毀シ又ハ消耗スルコトアルヘシ

第三十八條　審査ノ爲メ必要アルトキハ出品同種ノモノヲ差出サシメ之ヲ破毀シ又ハ消耗スルコトアルヘシ

前項ノ物品ニ對スル損害ハ本會之ヲ賠償セス

第三十九條　審査ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條　審査ノ結果優秀ト認メタルモノニ對シ左ノ區別ニ依リ褒賞ヲ贈與ス

但第一部出品ニ對シテハ別ニ賞格ヲ定ムルコトアルヘシ

一　名譽大賞
二　金賞
三　銀賞
四　銅賞
五　褒狀

第四十一條　詐欺又ハ錯誤ニ依リテ受賞シタルモノアルトキハ本會ハ之ヲ取消スヘシ

第四十二條　出品者ハ審査上ニ就キ異議ヲ申立スルコトアルヘシ

第四十三條　陳列、裝飾及自費陳列館ノ建築ニ對シ審査ヲ行ヒ優秀ナルモノニ褒賞ヲ贈與スルコトアルヘシ

第四十四條　審査ハ四月一日ヨリ始メ同月二十日迄ニ終了スルモノトス

第四十五條　褒賞贈與式ハ五月三日ヲ以テ擧行ス

◆所得税法改正案　今議會に提出せらるべき所得税法改正案の内容左の如しと

第一條　本法施行地に住所を有し又は一年以上居所を有するものは本法により所得税を納むる義務あるものとす

第二條　前條の規定に該當せざるもの左の各號

京都染物同業組合月報

公示

◆公示第七號

左ノ氏名ノモノ屋傳契約ヲ解結シ登記申請ノ手續ヲナシタリ此旨公示ス

大正九年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員　伊藤清吉郎
〃　三上規矩衛
〃　三都喜一
〃　中川重三郎
〃　足立金太夫
〃　坂本政次郎
〃　足立安次郎
〃　野村秀次郎
〃　総布再整部員横井友仙染部員　菱松平野喜一郎
〃　丸山義顕
〃　阪東義顕
〃　伊三郎
〃　田附宗助
〃　大江貞藏
〃　長谷川六之助
〃　西野条太郎
〃　佐竹留次郎
〃　鈴見治作
〃　鶴見治吉
〃　山本長三郎
〃　谷内格次郎
〃　早川政義
〃　岩本要助
〃　石太助
〃　久吉
〃　永江
〃　寺内己之助
〃　八木建次郎
〃　東村三郎
〃　横瓶染部員　服部松次郎
〃　浅野徳三郎
〃　上野勝
〃　矢倉善四郎
〃　吉田萬吉
〃　佐藤七
〃　中家
〃　中井
〃　武本新太郎
〃　中谷
〃　菱井彌三郎
〃　金銀藏
〃　小松留吉
〃　堂下石松
〃　山田卯之助
〃　寺井吉之助
〃　朴桐梧
〃　金良煥
〃　平田和三郎
〃　白成俊
〃　野阪翠太郎
〃　吉本政行
〃　田中作之助
〃　中崎周作
〃　林先桔先玉先
〃　朴紙屋一庄吉
〃　姜一音
〃　谷吉
〃　草木久太郎
〃　林白柔
〃　小川本郷吉之助
〃　小邊由太郎
〃　太田秀春
〃　湯浅彌三郎
〃　金成吉
〃　北方龍太郎
〃　南重次郎
〃　鍛冶重太郎
〃　鹿本善勝郎
〃　吉澤筆
〃　湯井浅之助
〃　鹿之助
〃　林松
〃　小林友次
〃　松浦年吉
〃　林口藤
〃　古原長三郎
〃　林田登明
〃　岩本太郎
〃　早川石太郎
〃　谷内政義
〃　山本長三郎
〃　鶴見治吉
〃　鈴作留次郎
〃　佐竹留次郎
〃　西野条太郎
〃　長谷川六之助
〃　松下安次
〃　中川善一
〃　宮沼栄次郎
〃　沼口治
〃　小林桂造
〃　高下菊次郎
〃　吹上傳吉
〃　前田林助
〃　荒谷柔四郎
〃　松村幸太郎
〃　森田龜藏
〃　原本文吉
〃　阪本
〃　渡邊春市
〃　中川久助
〃　森井嘉太郎
〃　鳥羽清之助
〃　右藤長藏
〃　坪井光藏
〃　谷川竹次郎
〃　清水初太郎
〃　澁藏
〃　宮本豊太
〃　山田外吉
〃　鳥曾禮之助
〃　新林源次郎
〃　辻正雄
〃　安井正市
〃　秋田桃造
〃　濱本新之助
〃　新城正晴
〃　下林辻善吉
〃　中川宗市
〃　瀬井號雄
〃　中野善太郎
〃　宮崎福一
〃　富永英雄
〃　菅野忠一
〃　高木村左
〃　高橋伊三郎
〃　石田長之助
〃　久保智勇
〃　菅野松次郎
〃　北村
〃　高田松次郎
〃　吉野
〃　阪本簑藏
〃　阪本要
〃　上野周造
〃　作田長之助
〃　阪本
〃　濱藏
〃　谷川
〃　清水
〃　菅
〃　東吉
〃　タ

◆公示第八號

左ノ氏名ノモノ屋傳契約ヲ解除シ登記取消ノ申請ヲナシタリ此旨公示ス

大正九年五月廿五日

京都染物同業組合

組長　木村勘兵衛

友仙染部員　服部由藏職工
〃　橋爪啓三郎
〃　安田與
〃　大村ハナ
〃　大西
〃　大都喜一
〃　上規矩衛
〃　三橋政次郎
〃　廣瀬義治郎
〃　廣瀬治
〃　廣瀬
〃　服部由藏
〃　吉田清三郎
〃　中村常吉
〃　力丸吾一
〃　森居
〃　伊佐吉
〃　成宮
〃　簑松太市
〃　藤崎今村
〃　太藏
〃　二十一友太郎
〃　勝次郎
〃　現藤百合之亦
〃　伊藤清三郎
〃　横内野宗七
〃　山本岩次郎

の一に該當する時は其所得についてのみ所得稅を納むる義務あるものとす

一、本法施行地に資産又は營業を有する銀行預金利子支拂を受取る時

二、本法施行地に於て公債社債銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子支拂を受取る時

三、本法施行地に本店又は事務所を有する法人より利益若くは利息の配當剰餘金の分配又は利益若くは剰餘金の處分たる賞與若くは資産を受くる時

所得稅は左の所得につき之を賦課す

第一種甲　法人の超過所得▲丙　法人の生産所得▲丁　本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の本法施行地に於ける資産又は營業より生ずる所得

第二種甲　本法施行地に於て支拂を受くる公債社債銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子▲乙　第一種の規定に該當せざるもの、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若しくは利息配當剰餘金の分配又は利益若くは剰餘金の處分たる賞與若くは資産を有する給與

第三種及第二種に屬せざる個人の所得

第四條　法人の所得は各事業年度の總益金を控除したる金額に依る但し保險會社にありては各事業年度の利益金又は剰餘金に依る

前項の場合に於て總益金中第二種の所得ある時は所得稅を課せられると否とを問はず之を控除せず保險會社の利益金又は剰餘金の計算につき又同じ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざるも法人の所得は本法施行地に於ける資産又は營業につき第二項の規定に準じ之を計算す

法人が事業年度中に解散又は合併に依りて消滅したる場合に於ては其事業年度の初より解散又は合併に至るまでの期間を一事業年度と見做す

第五條　法人の各事業年度の所得が同年度の資本金額に對する年百分の八の割合を以て算出したる產額を超過する時其超過金額を以て法人の超過所得とす

第六條　法人の各事業年度の資本金額は各月末に於ける拂込株式金額出資金額又は基金及び積立金額の月割平均を以て之を計算す

前項計算の場合に於て繰越缺損金ある時は其各月末に於ける金額の月割平均を以て之を計算し資本金額より控除す

第七條　本法施行地に主たる本店又は主たる事務所を有せざる法人に於ては其事業年度の初より解散又は合併に至るまでの期間を一事業年度と見做す

第八條　本法に於て積立金と稱するは積立金其他名稱の何たるを問はず法人の所得中貯保留したるものを云ふ

第九條　法人の各事業年度の所得中積立金として算したる金額を控除して法人の留保所得とす

法人が積立金を減少したる時は其減少額を增額につき所得稅を課せず

積立金を減少したる法人が合併に依りて消滅したる時は合併後存續する法人又は合併に依りて設立したる法人に付き前項の規定を適用す

但し合併に依りて消滅したる法人の積立金を以て合併後存續する法人又は合併に依りて設立したる法人の株式金額又は出資金額に充當したるものについては此限りにあらず

第十條　法人解散したる場合に於て其債務の拂込株式金額出資金及び最後の事業年度に於ける留保所得の合計金額を超過する時は其超過金額を以て法人の生産所得とす

法人の生産所得を爲したる場合に於て合併に依りて消滅したる法人より合併に依りて取得する株式拂込金額又は出資金額の總額が合併に依りて消滅したる法人の合併當時の拂込株式金額出資金額積立金及び最後の事業年度に於ける留保所得の合計金額を超過する時は其超過金額は之を合併に依りて消滅したる法人の生産所得と見做す

第十一條　合併後存續する法人又は合併に依りて設立したる法人は合併に依りて消滅したる法人の所得につき所得稅を納むる義務あるものとす

第十二條　第二種の所得は其支拂を受くべき金額に依る

第十三條　第三種の所得は左の各號により之を算出す

一、俸給、給料、歲費、年金、恩給、賞與、賞業にあらざる公債社債及び預金利子並に其他の公債及び貸金の利子は其收入年度の翌年三月末日

二、田又は畑の經費を控除したるもの、平均收入額より必要の所得は前三年間毎年の增收入金額より必要の經費を控除したる收入豫算年額の小作せず又は作せざる田畑の豫算年額の小作せざる田畑の豫算年額の平均

三、類は地所作に附せざる田又は畑の豫算年額の平均

四、所有する山林の所得は前年の總收入金額より必要の經費を控除したる收入豫算年額の小作せざる田畑の豫算年額の平均

五、入金額は所有する給與は前年の收入日より其年三月末日に至る期間の收入

第十條　法人の各事業年度の所得中積立金として算したる金額を控除して法人の留保所得とす

法人が積立金を減少したる時は其減少額を增額につき所得稅を課せず

積立金を減少したる法人が合併に依りて消滅したる時は合併後存續する法人又は合併に依りて設立したる法人に付き前項の規定を適用す

第十一條　法人の各事業年度の留保所得が同年度の資本金額に對する年百分の八の割合を超過する時其超過金額を以て法人の超過留保所得とす

第十二條　法人の各事業年度の留保所得中積立金として算したる金額を控除して法人の生産留保所得とす

第十三條　法人の生産留保所得が同年度の資本金額に對する年百分の八の割合を超過する時其超過金額を以て法人の超過生産留保所得とす

第十四條　法人の各事業年度の超過所得▲丙　法人の生産所得▲丁　本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざる法人の本法施行地に於ける資産又は營業より生ずる所得

第二種甲　本法施行地に於て支拂を受くる公債社債銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子▲乙　第一種の規定に該當せざるもの、本法施行地に本店又は主たる事務所を有する法人より受くる利益若しくは利息配當剰餘金の分配又は利益若くは剰餘金の處分たる賞與若くは資産を有する給與

第三種及第二種に屬せざる個人の所得

第四條　法人の所得は各事業年度の總益金を控除したる金額に依る但し保險會社にありては各事業年度の利益金又は剰餘金に依る

前項の場合に於て總益金中第二種の所得ある時は所得稅を課せられると否とを問はず之を控除せず保險會社の利益金又は剰餘金の計算につき又同じ、本法施行地に本店又は主たる事務所を有せざるも法人の所得は本法施行地に於ける資産又は營業につき第二項の規定に準じ之を計算す

法人が事業年度中に解散又は合併に依りて消滅したる場合に於ては其事業年度の初より解散又は合併に至るまでの期間を一事業年度と見做す

第五條　法人の各事業年度の所得が同年度の資本金額に對する年百分の八の割合を以て算出したる產額を超過する時其超過金額を以て法人の超過所得とす

第六條　法人の各事業年度の資本金額は各月末に於ける拂込株式金額出資金額又は基金及び積立金額の月割平均を以て之を計算す

前項計算の場合に於て繰越缺損金ある時は其各月末に於ける金額の月割平均を以て之を計算し資本金額より控除す

第七條　本法施行地に主たる本店又は主たる事務所を有せざる法人に於ては其事業年度の初より解散又は合併に至るまでの期間を一事業年度と見做す

第八條　法人の各事業年度の所得は其所得稅を納むる義務あるものとす

一、本法施行地に資産又は營業を有する銀行預金利子支拂を受取る時

二、本法施行地に於て公債社債銀行定期預金又は定期預金の性質を有する銀行預金の利子支拂を受取る時

三、本法施行地に本店又は事務所を有する法人より利益若くは利息の配當剰餘金の分配又は利益若くは剰餘金の處分たる賞與若くは資産を有する給與を受くる時

所得稅は左の所得につき之を賦課す

第一種甲　法人